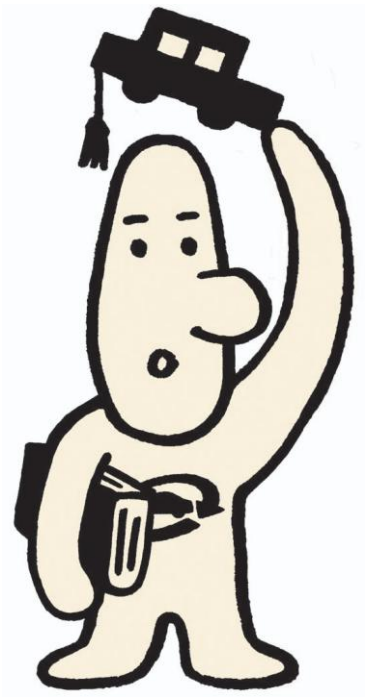
自動車リサイクルシステム
詳細マニュアル

並行輸入預託申請者編



目次

1. 並行輸入預託申請者の実務概要 1-1

1.1 並行輸入預託申請者の役割 1-2

1.1.1 リサイクル料金とその支払いについて 1-2

1.1.2 販売時等のリサイクル料金の授受 1-4

1.1.3 下取り車両の扱い 1-7

1.1.4 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金相当額の扱い 1-9

1.2 並行輸入車等預託申請のメニュー一覧 1-12

2. 登録事業者の対応 2-1

2.1 車両仮登録 2-2

2.2 必要書類のアップロード 2-8

2.3 必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送） 2-13

2.4 預託申請 2-16

2.4.1 申請状況の確認 2-16

2.4.2 預託申請 2-21

2.5 預託申請取消 2-28

目次

3. 非登録事業者の対応 3-1

3.1 非登録事業者の対応の流れ 3-2

3.2 一時利用申請 3-3

3.3 料金算出仮登録 3-5

3.4 必要書類の提出 3-10

3.4.1 必要書類のアップロード 3-10

3.4.2 必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送） 3-15

3.5 リサイクル料金の支払い 3-16

3.6 メール・FAXまたは郵送にて申請する場合 3-18

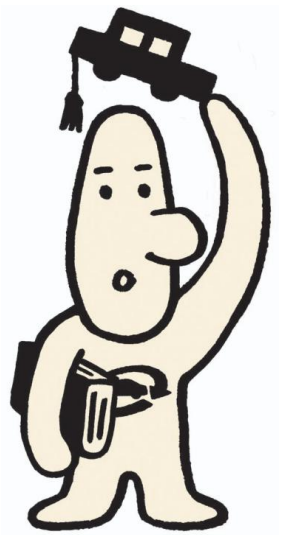
3.6.1 申請書の入手および作成 3-18

3.6.2 申請書／必要書類の送付 3-21

3.7 払込票の受領 リサイクル料金の支払い 3-23

3.8 リサイクル料金の預託状況の確認 3-25

1 並行輸入預託申請者の実務概要



目次へ戻る

1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.1 リサイクル料金とその支払いについて

(1) リサイクル料金の構成と設定・公表主体

自動車所有者が負担するリサイクル料金は、自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクル等する物品（シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類）の処理に必要な費用と、自動車リサイクルシステムを運営するための費用（情報管理料金、資金管理料金）から構成されます。

リサイクル料金のうち、ⓐシュレッダーダスト料金、ⓑエアバッグ類料金、ⓒフロン類料金、ⓓ情報管理料金については、預託した自動車所有者の資産に位置付けられるため、これらに関して会計処理を行う場合は、資産勘定に計上してください（リサイクル預託金）。費用処理はできませんのでご注意ください。資産計上したリサイクル預託金相当額は、中古車として次の所有者に譲渡した時に現金に振り替えます。また、中古車として譲渡せず、使用済自動車として引取業者に引き渡す時は、その時点で、費用処理を行います。
一方、ⓔ資金管理料金は、支払った時点で費用処理が可能です。

	構成要素	内容	設定主体
ⓐ	シュレッダーダスト料金	使用済自動車を解体・破砕した後に残るゴミであるシュレッダーダストのリサイクルに必要な料金	通常は、自動車メーカー・輸入業者が設定・公表 設定・公表主体の存在しない並行輸入車は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以降はJARCと表記）が並行輸入預託申請者等の申請（※1）に基づき料金を設定
ⓑ	エアバッグ類料金	エアバッグ・シートベルトプリテンショナーの回収とリサイクルに必要な料金	
ⓒ	フロン類料金	カーエアコンに充てんされるフロン類の回収と破壊に必要な料金（※2）	
ⓓ	情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金	JARC
ⓔ	資金管理料金	リサイクル料金の収納および管理・運用を行うために必要な料金	

※1　JARCは、申請のあった並行輸入車の自動車通関証明書や排出ガス試験結果成績表等の書類を元に料金を設定しますので、料金が申請者（並行輸入預託申請者等）に通知されるのは、並行輸入車が輸入された後になります。

※2　HFO-1234yfは自動車リサイクル法に基づく回収義務の対象ではなく、自リ法対象外冷媒の扱いとなるため、フロン類料金の預託は不要です。

1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.1 リサイクル料金とその支払いについて

(2) リサイクル料金を負担する者

リサイクル料金の預託義務者は、下表のように整理されます。

#	ケース	預託義務者
1	通常の場合	自動車検査証記載の所有者
2	所有権留保付売買契約	買主（自動車検査証記載の使用者）
3	リース契約	リース会社（自動車検査証記載の所有者）
4	自社登録車両（試乗車等）	並行輸入預託申請者（自動車検査証記載の所有者）
5	納車前廃車	並行輸入預託申請者

(3) リサイクル料金の支払いタイミング

- 構内車として販売した車両をその後運輸支局等で新規登録する時
  新車購入時と同様に、新車新規登録時にリサイクル料金の預託の有無を運輸支局等で確認するため、登録する前にリサイクル料金の預託が必要です。新規登録する運輸支局等へ必要書類を確認のうえ、自動車リサイクルコンタクトセンターへご連絡ください。
- 廃車時
  引取業者が使用済自動車として引き取る場合は、引取業者がパソコン等を用いてリサイクル料金の預託の確認を行います。必要な料金が預託されていない場合は、リサイクル料金の預託が必要です。
  ※必要な料金が預託されていない場合は、電子マニフェストによる使用済自動車の引取報告が行えません。

(4) 自動車サイクル法の対象となる車両

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、以下の対象外となる車両を除くすべての自動車となります。トラック・バス等の大型車や特種車（８ナンバー）、ナンバープレートのついていない車両も対象であることに注意してください。

対象外となる自動車	被けん引車（トレーラー） 二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む） 大型特殊自動車（0ナンバー、9ナンバー）、小型特殊自動車 その他（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走行しないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走行しない自動車メーカー等の試験・研究用自動車、ホイール式高所作業車、無人搬送車、構内けん引車、走行台車、重ダンプトラック、ドリルジャンボ、コンクリート吹付機、非屈折式ロードヒータ、ゴルフカー、遊戯用自動車）

自動車リサイクル法の対象となる架装物、対象外となる架装物については、「架装物判別ガイドライン」を参照してください。

1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.2 販売時等のリサイクル料金の授受

(1) 新車購入時、中古新規登録・検査時に預託した際の取り扱い（預託した自動車所有者における会計処理）

- リサイクル料金のうち、ⓐシュレッダーダスト料金、ⓑエアバッグ類料金、ⓒフロン類料金、ⓓ情報管理料金については、預託した自動車所有者の資産に位置付けられるため、これらに関して会計処理を行う場合は、資産勘定に計上してください（リサイクル預託金）。費用処理はできませんのでご注意ください。資産計上したリサイクル預託金相当額は、中古車として次の所有者に譲渡した時に現金に振り替えます。また、中古車として譲渡せず、使用済自動車として引取業者に引き渡す時は、その時点で、費用処理を行います。

- 一方、ⓔ資金管理料金は、支払った時点で費用処理が可能です。

	リサイクル料金の項目	扱い
ⓐ	シュレッダーダスト料金	リサイクル預託金（資産計上）
ⓑ	エアバッグ類料金	
ⓒ	フロン類料金	
ⓓ	情報管理料金	
ⓔ	資金管理料金	費用

(2) リサイクル料金預託済みの自動車の中古車売買時のリサイクル料金の取り扱い（中古車売買の当事者における金銭の授受および会計処理）

- リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要です。新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金額を現金に振り替えます。新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になり、このため購入時と譲渡時では同額のリサイクル預託金額の授受を行うため、課税所得は生じません。

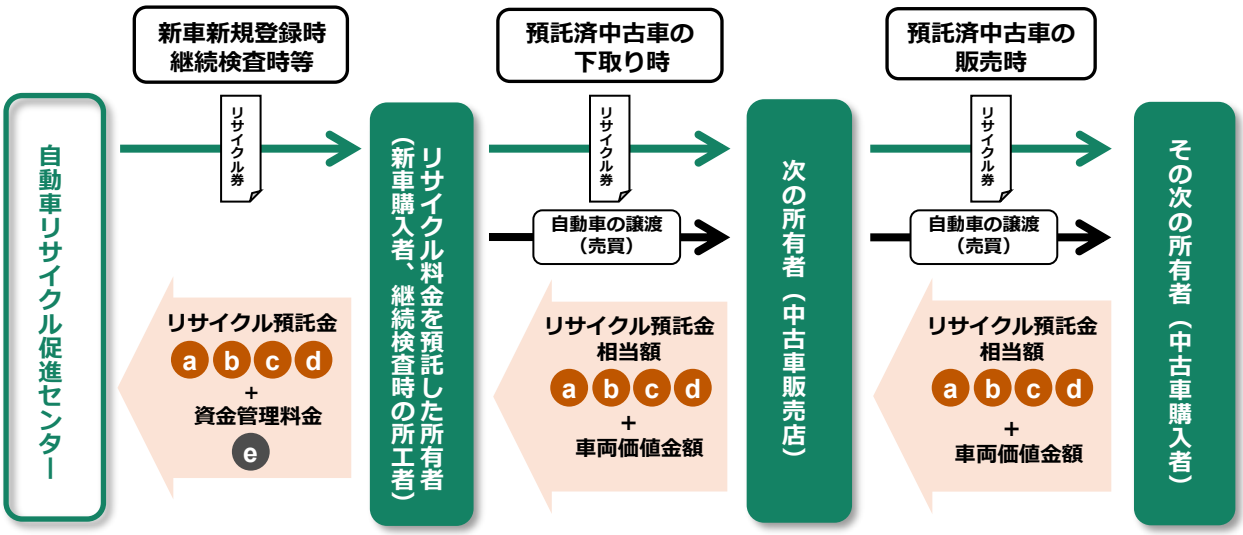
1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.2 販売時等のリサイクル料金の授受

(2) リサイクル料金預託済みの自動車の中古車売買時のリサイクル料金の取り扱い（中古車売買の当事者における金銭の授受および会計処理）

- リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要です。新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金額を現金に振り替えます。新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になり、このため購入時と譲渡時では同額のリサイクル預託金額の授受を行うため、課税所得は生じません。

- リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡と整理されるため、消費税法上の非課税取引に該当します。このため、車両価値金額とリサイクル預託金相当額は、別々に会計処理を行うことが必要です。



	リサイクル料金の項目	扱い
a	シュレッダーダスト料金	リサイクル預託金相当額
b	エアバッグ類料金	
c	フロン類料金	
d	情報管理料金	

1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.2 販売時等のリサイクル料金の授受

(3) 使用済自動車を引取業者へ引き渡した際のリサイクル料金の取り扱い（最終所有者における会計処理）

リサイクル料金預託済みの自動車を使用済自動車にする場合

- 使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で、それまで資産として計上していたリサイクル預託金相当額を費用処理することが可能です。
- なお、使用過程中にエアコンを後付装備した場合など、使用済自動車を引取業者に引き渡す時点で、既にリサイクル料金が預託されているものの、一部にリサイクル料金未預託の装備があり、これに関する支払いが必要となる（この場合、フロン類のリサイクル料金および資金管理料金の支払いが必要）場合は、それまで資産として計上していたリサイクル預託金相当額とその時点で支払う料金の全てを費用処理することが可能です。

リサイクル料金未預託の自動車を使用済自動車にする場合

- 使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で支払った全ての料金について、その時点で費用処理することが可能です。

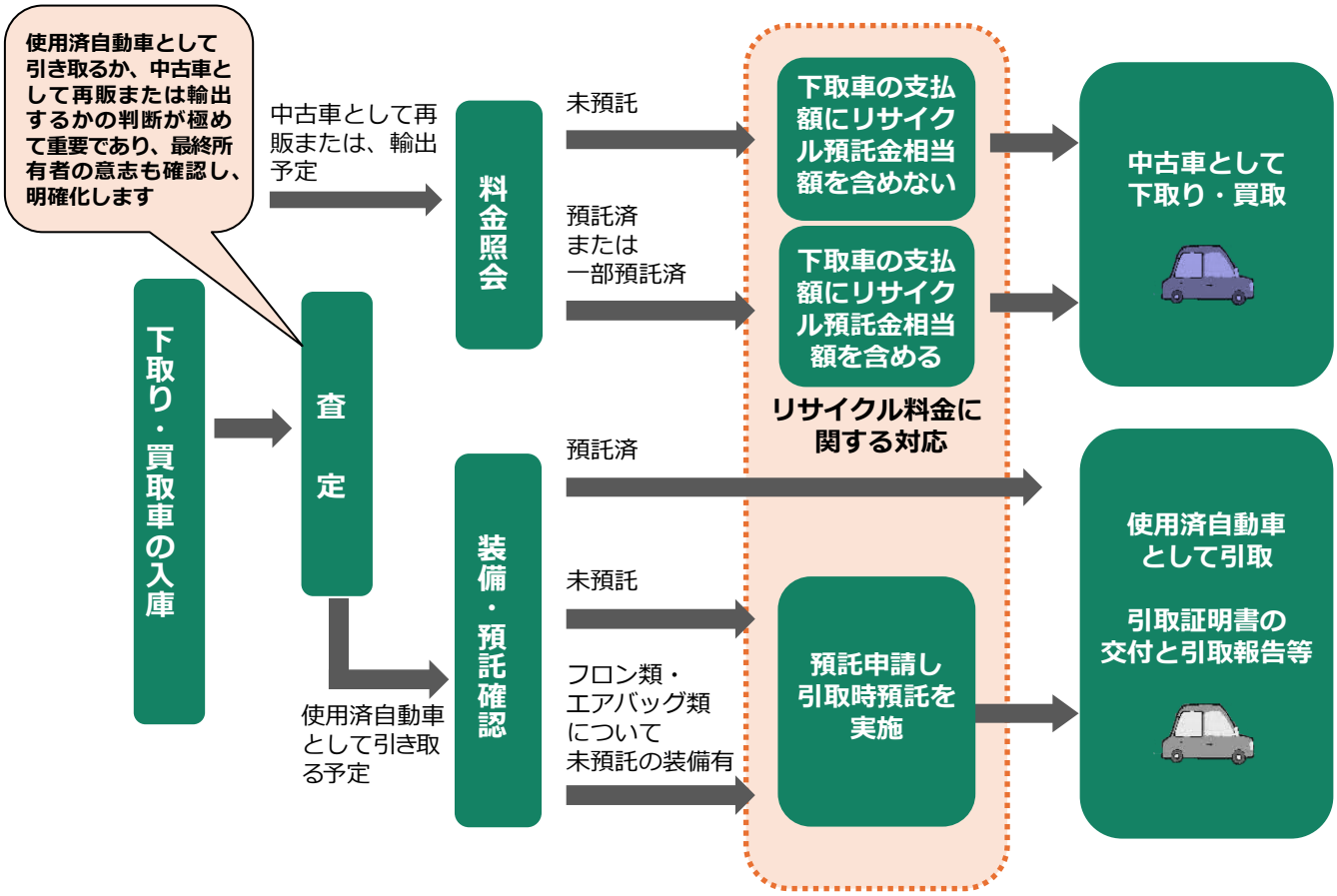
	リサイクル料金の項目	扱い
a	シュレッダーダスト料金	費用
b	エアバッグ類料金	
c	フロン類料金	
d	情報管理料金	
e	資金管理料金	

1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.3 下取り車両の扱い

(1) 中古車か使用済自動車かの見極めの重要性

- 新車販売時等に下取り車両がある場合、その自動車を中古車として下取るのか、使用済自動車として引き取るのかを明確にし、その旨を自動車所有者に伝えることが極めて重要です。
- 引取業者が使用済自動車として引き取り、電子マニフェストによる引取報告を行った場合、その情報はJARCから国土交通省等に報告され、その後中古新規登録・検査、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出は不可能となりますので、使用済自動車として引き取った後は、再販する事や、中古車として輸出する事はできません。中古車として下取った自動車のみその後の再販、中古車輸出が可能です。
- 所有者が中古車として下取りに出す場合と、使用済自動車として引取業者へ引き渡す場合では、リサイクル料金に関するやり取りが異なります。使用済自動車として引取業者へ引き渡す場合は引取業者が装備確認のうえ、リサイクル料金が未預託であれば最終所有者がリサイクル料金を預託する必要があります。
- 使用済自動車として引き取った場合のみ、車検の残存期間に応じた自動車重量税の還付が受けられます。



1.1 並行輸入預託申請者の役割

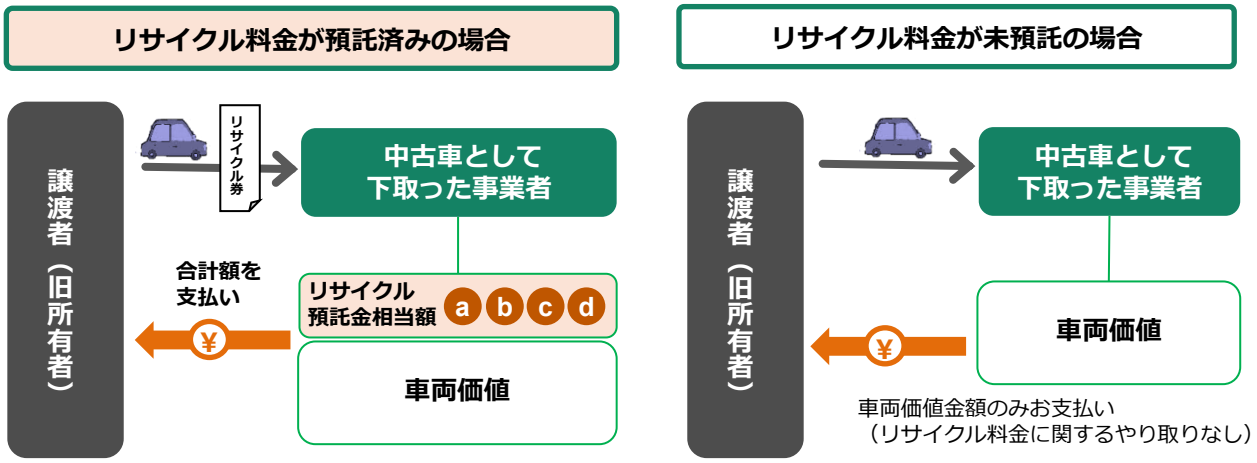
1.1.3 下取り車両の扱い

(2) 中古車として下取り・買取する場合

- リサイクル料金が預託済みか未預託かで下取り時にやり取りを行う金額が異なるため、料金照会（リサイクル料金の支払いの有無と支払われている場合はその金額の確認）が必要です。
- 料金照会は、自動車リサイクルシステムホームページで行うことができます。
- リサイクル料金が支払われている車両には、リサイクル券が付いている場合がありますので、そのリサイクル券の券面でリサイクル料金の額を確認することも可能です。

料金照会の結果	中古車下取り時の実務
リサイクル料金が預託済みであった場合	車両価値金額に加え、リサイクル預託金相当額（※1）をお客様へ支払う（返す）ことが必要です。
リサイクル料金が未預託の中古車を下取る場合	車両価値金額のみをお客様へ支払います。 リサイクル料金に関するやり取りは不要です。

※1　リサイクル預託金相当額：リサイクル料金の額から資金管理料金の額を差し引いた額（シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金の合計額）



	リサイクル料金の項目	扱い
a	シュレッダーダスト料金	リサイクル預託金相当額
b	エアバッグ類料金	
c	フロン類料金	
d	情報管理料金	

ポイント

2026年1月以降、リサイクル券の紙面での新規発行は停止となります。

1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.4 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金相当額の扱い

(1) 並行輸入車の新車販売時の注文書

- 並行輸入預託申請者が並行輸入車の新車のリサイクル料金の支払いを代行する場合は、車両本体価格とリサイクル料金の額の双方を注文書に表示してください。リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。お客様から預かったリサイクル料金は、預託するまでは預り金処理します。
- お客様自身がリサイクル料金を預託する場合、注文書へのリサイクル料金の額の表示は不要です。

1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.4 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金相当額の扱い

(2) リサイクル預託金預託済み中古車下取時の注文書（以下のいずれの方法でも可）

(a) お客様に支払う下取車のリサイクル預託金相当額を下取価格に含めないで表示

① リサイクル預託金相当額を注文書に表示

- リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示してください。この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要です。

② リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面（通知書）により明示

- リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額のみ注文書に表示してください。注文書への印紙の貼付は不要です。
- リサイクル預託金相当額については、商談時に別書面（通知書）により明示してください。別書面（通知書）は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要です。

(b) お客様に支払う下取車のリサイクル預託金相当額を下取価格に含めて表示

① リサイクル預託金相当額を注文書に表示

- リサイクル預託金相当額込みの下取価格とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示してください。この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要です。

② リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面（通知書）で明示

- リサイクル預託金相当額込みの下取価格のみ注文書に表示してください。注文書の印紙の貼付は不要です。
- リサイクル預託金相当額については、別書面（通知書）に明示してください。別書面（通知書）は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要です。

③ リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、リサイクル券で明示

- リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示してください。注文書への印紙の貼付は不要です。
- リサイクル預託金相当額については、リサイクル券（写し）または自動車リサイクルシステムホームページ上の「リサイクル料金の検索」画面から出力する預託済が確認可能な帳票（自動車リサイクル料金の預託状況）により明示してください。

  ※この場合であっても、リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡であり、消費税法上の非課税取引となりますので、車両価値金額とは別に会計処理を行うことが必要です。

1.1 並行輸入預託申請者の役割

1.1.4 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金相当額の扱い

(3) 中古車販売時の注文書

(a) リサイクル料金未預託の自動車を販売する際の取り扱い

① **リサイクル料金の預託が必要な場合（車検切れ車両、一時抹消登録車両）**

- 車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示してください。
- リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

② **リサイクル料金の預託が不要な場合（車検残あり車両、登録車両）**

- これまでどおり、車両価値金額を注文書に表示してください。

(b) リサイクル料金預託済みの自動車を販売する際の取り扱い（以下のいずれの方法でも可）

① **お客様（中古車購入者）から受け取るリサイクル預託金相当額を販売価格に含めないで表示**

- 預託済中古車の下取り時と同様に、(2)ー(a)ー① または(2)ー(a)ー② の方法で表示します。

② **お客様（中古車購入者）から受け取るリサイクル預託金相当額を販売価格に含めて表示**

- 預託済中古車の下取り時と同様に、(2)ー(b)ー① または (2)ー(b)ー② または (2)ー(b)ー③ の方法で表示します。

1.2 並行輸入車等預託申請のメニュー一覧

ここでは、並行輸入車等預託申請メニューについて説明します。



番号	メニュー名	説明	本マニュアルの説明節
1	車両仮登録	車両仮登録を実施します。	2.1　車両仮登録
2	申請書等提出	預託申請に必要な書類をアップロードします。※	2.2　必要書類のアップロード
3	申請状況一覧	預託申請の進捗状況を確認します。	2.4　預託申請
4	申請取消	預託申請を取り消します。	2.5　預託申請取消

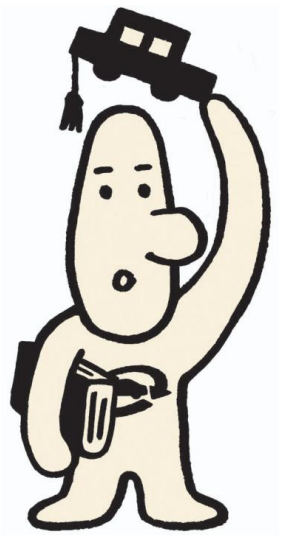
※：再輸入車の場合、預託申請に必要な書類はアップロード以外の方法でご提出ください。
（「2.3 メール・FAXまたは郵送にて対応する場合」を参照）

1.2 並行輸入預託申請のメニュー一覧

2.1車両仮登録	自動車リサイクルシステムを利用してJARCに車両情報を届け出し、リサイクル料金の算出を依頼する仮登録を行います。
2.1 車両仮登録	料金設定を依頼する車両の車両情報・仕様装備情報を入力します。
2.2 必要書類のアップロード※	必要書類をアップロードします。
2.4 預託申請	届出書と必要書類が受理されるとリサイクル料金が算出されます。これを画面で確認したうえでインターネットを利用してリサイクル料金を預託するという意思表示（預託申請）を行います。
2.4.1 預託状況の確認	預託申請が可能な車両（JARCにてリサイクル料金が設定された車両）を確認します。
2.4.2 預託申請	リサイクル料金を確認し、リサイクル料金を支払う方法を選択して預託申請を行います。
2.4.2 (1) リサイクル料金の支払い	預託申請の際に選択した方法でリサイクル料金を支払います。

※：再輸入車の場合、預託申請に必要な書類はアップロード以外の方法でご提出ください。
（「2.3 メール・FAXまたは郵送にて対応する場合」を参照）

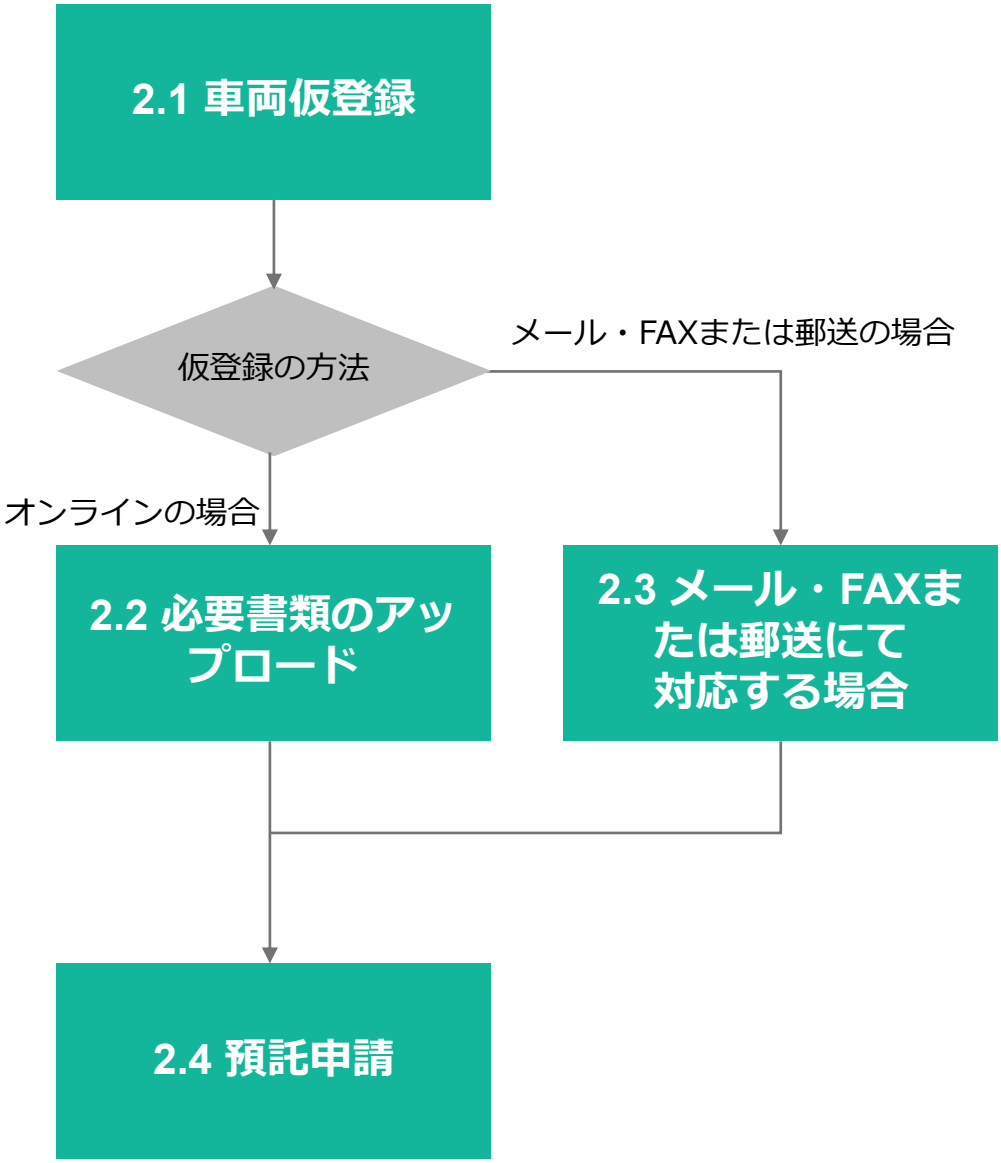
2 登録事業者の対応



目次へ戻る

2.1 車両仮登録

登録事業者の車両仮登録は、次の流れで実施します。



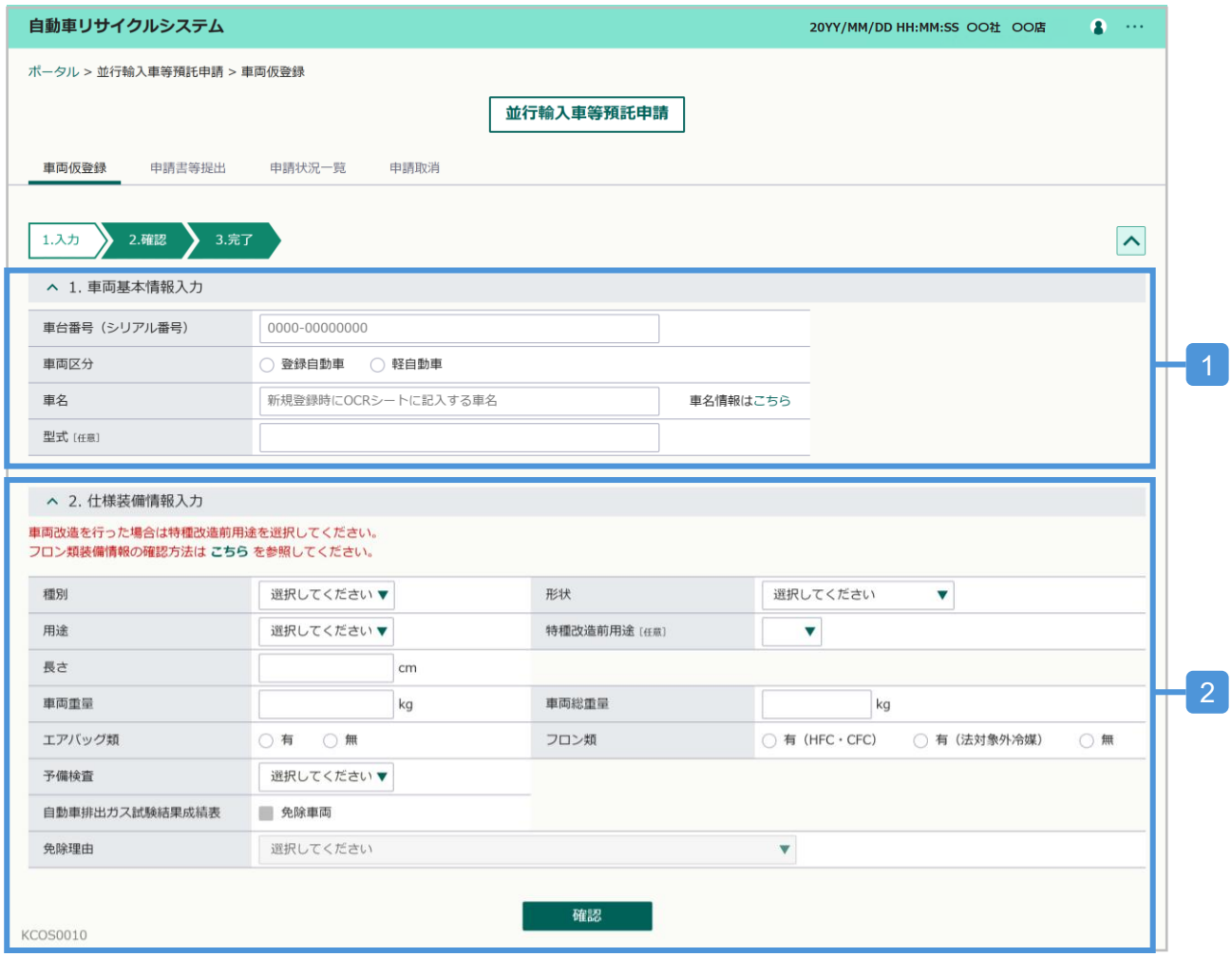
2.1 車両仮登録

車両仮登録を行います。

画面の表示方法

［並行輸入車等預託申請］ボタン－［車両仮登録］をクリックすると、車両仮登録画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	車両基本情報入力	仮登録を行う車両の基本情報を入力するエリア
2	仕様装備情報入力	仮登録を行う車両の仕様装備情報を入力するエリア

2.1 車両仮登録

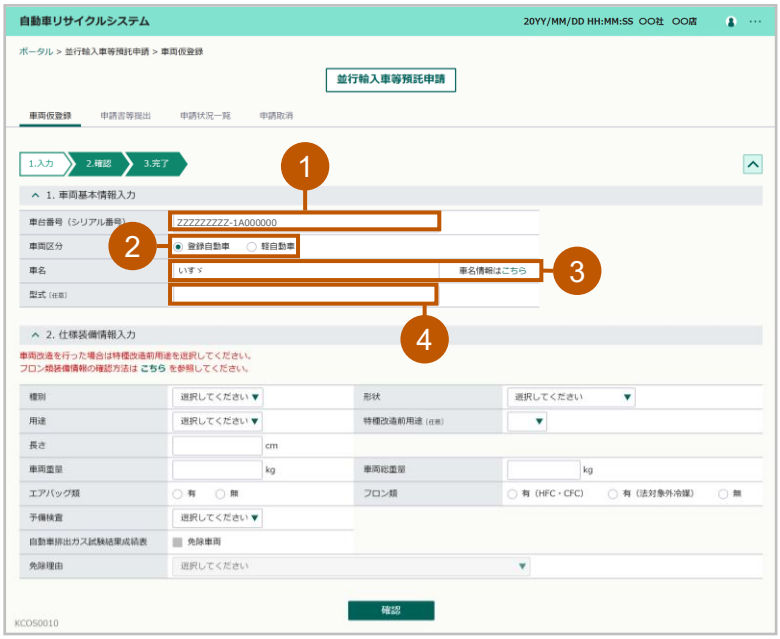
操作説明

1 ［車台番号（シリアル番号）］を入力します。

2 ［車両区分］で、［登録自動車］または［軽自動車］を選択します。

3 ［車名］を入力します。

4 必要に応じて、［型式（任意）］を入力します。



ポイント

- 運輸支局・軽検協（一般社団法人 軽自動車検査協会）で登録する車名表記のとおりに入力してください。
  ［車名情報はこちら］をクリックして、車名一覧から車名を選択することもできます。
- 車名が長くて入力欄の制限を超える場合は、入力欄に収まる範囲で入力してください。入力欄には「－」や「・」含み全角28文字まで入力できます。

2.1 車両仮登録

操作説明

5 **［種別］を選択します。**

6 **［形状］を選択します。**

7 **［用途］を選択します。**

8 （［用途］で［特種］を選択した場合のみ）
［特種改造前用途（任意）］で、［乗用］［貨物］［乗合］から選択します。

9 **［長さ］を入力します。**

10 **［車両重量］を入力します。**

11 **［車両総重量］を入力します。**

12 **［エアバッグ類］で［有］または［無］を選択します。**

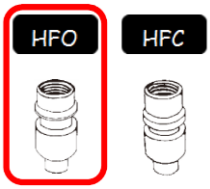
13 **［フロン類］で［有（HFC・CFC）］［有（法対象外冷媒）］または［無］を選択します。**

- 自リ法対象外冷媒（HFO-1234yf）の場合は［有（法対象外冷媒）］を選択します。
- ［フロン類装備情報の確認方法はこちらを参照してください。］の［こちら］をクリックすると、別ウィンドウにフロン類装備情報が表示されます。



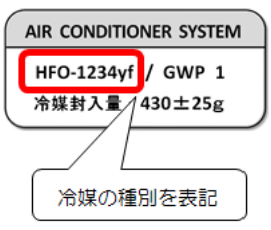
ポイント

- HFO-1234yfは自動車リサイクル法に基づく回収義務の対象ではなく、自リ法対象外冷媒の扱いとなるため、フロン類料金の預託が不要です。
HFC/CFCは今までどおり預託が必要となりますのでご注意ください。
- 自リ法対象外冷媒（HFO-1234yf）実車かどうかは、次の方法で確認できます。
（1）チャージバルブ形状（低圧側）



HFCに似ていますが、HFC用のカプラーを装着できません。

（2）ボンネット等に貼付されている冷媒ラベル



R-1234yFと記載されている場合もあります。

貼付されていない場合もあります。

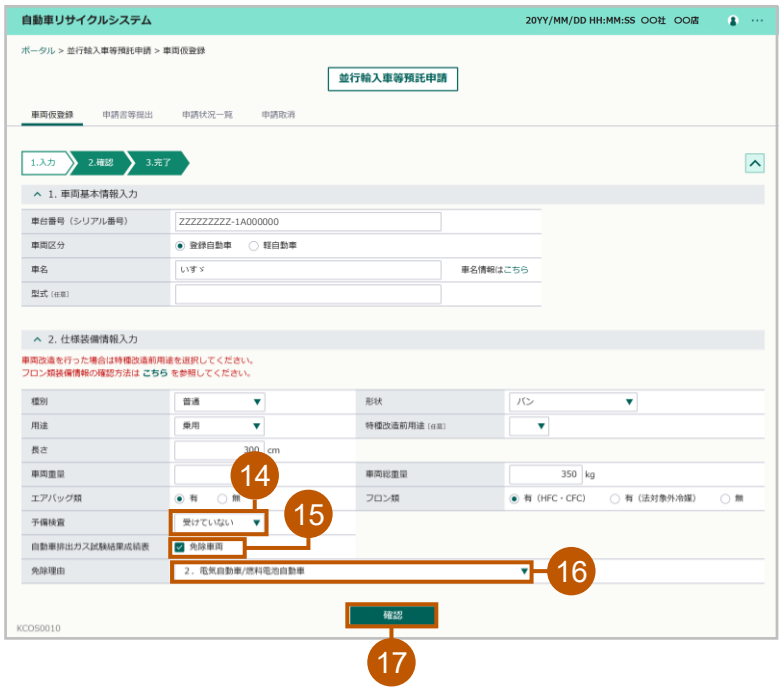
2.1 車両仮登録

操作説明

14 **［予備検査］を選択します。**

15 （［予備検査］で［受けていない］を選択した場合のみ）
該当する場合は、［自動車排出ガス試験結果成績表］の［免除車両］をチェックします。

16 （［自動車排出ガス試験結果成績表］の［免除車両］をチェックした場合のみ）
［免除理由］を選択します。

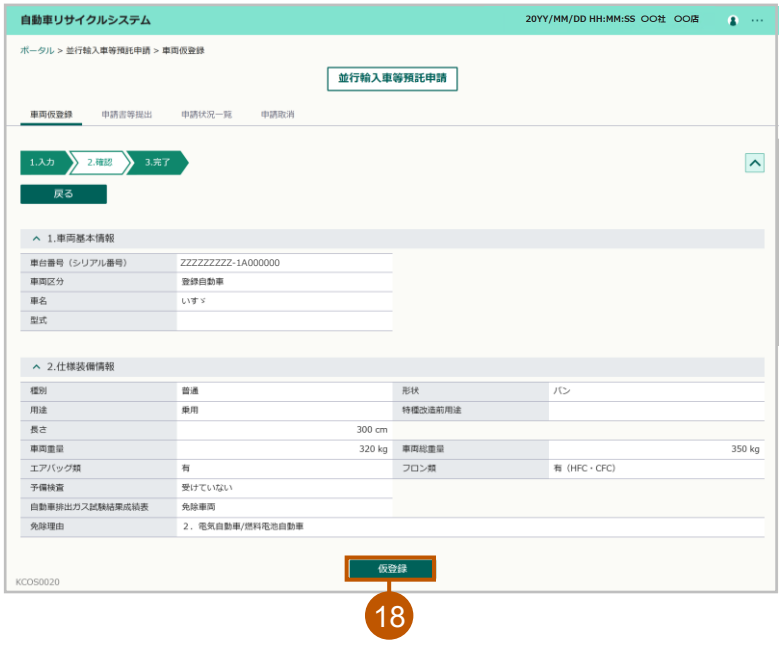


17 **［確認］ボタンをクリックします。**

内容確認の画面が表示されます。

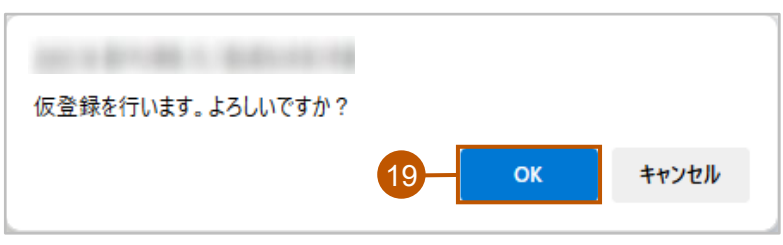
18 **内容を確認して［仮登録］ボタンをクリックします。**

仮登録を確認するダイアログボックスが表示されます。



19 **［OK］ボタンをクリックします。**

仮登録完了画面が表示されます。



2.1 車両仮登録

操作説明

20 **［申請番号］と［申請日］を確認します。**

21 **［車両情報届出書印刷］ボタンをクリックします。**

別ウィンドウに車両情報届出書（PDFファイル）が表示されます。



ポイント

車両登録申請は、この後オンラインで必要書類をアップロードすることで完了します。
車両仮登録だけでは、JARCは料金算出できませんのでご注意ください。

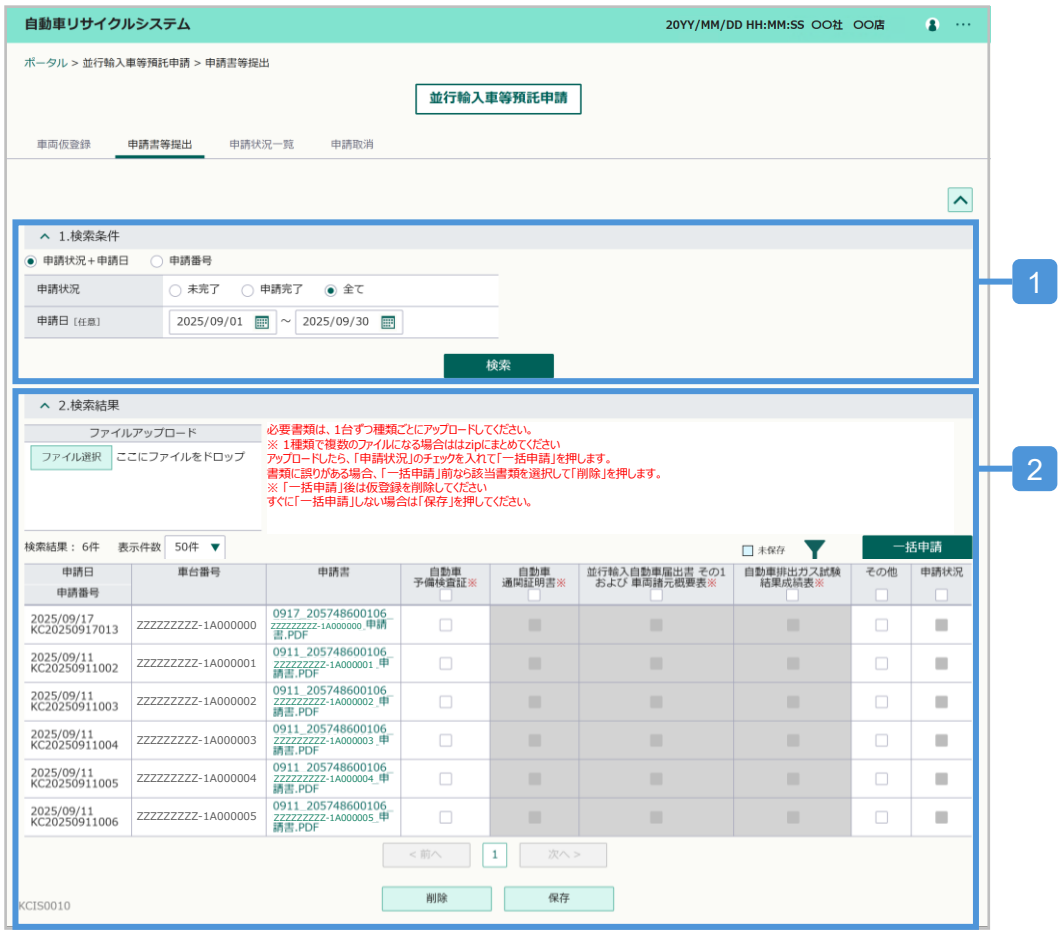
2.2 必要書類のアップロード

申請に必要な書類をアップロードします。

画面の表示方法

［並行輸入車等預託申請］ボタンー［申請書等提出］をクリックすると、申請書類アップロード画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件	書類をアップロードする申請を検索するエリア
2	検索結果	検索結果が表示されるエリア

2.2 必要書類のアップロード

操作説明



1 **検索条件として使用したい項目を、［申請状況＋申請日］または［申請番号］から選択します。**

選択した項目に従って、入力欄が表示されます。

2 **検索条件を入力します。**

- ［申請状況＋申請日］を選択した場合、［申請状況］で［未完了］、［申請完了］、［全て］から選択し、［申請日］の範囲を入力します。
- ［申請番号］を選択した場合、［申請番号］を入力します。

3 **［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。

2.2 必要書類のアップロード

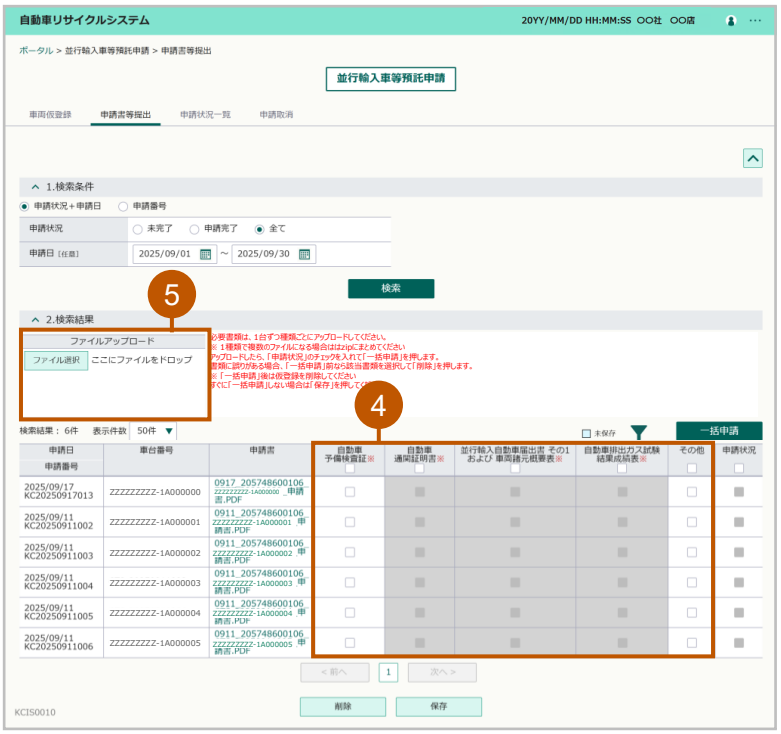
操作説明

4 **アップロードする対象をチェックします。**

5 **次のどちらかの方法で必要書類を選択します。**

- 対象の必要書類をファイルアップロード領域にドラッグ＆ドロップします。
- ［ファイル選択］ボタンをクリックして、対象の必要書類を選択します。

アップロードされた書類が対象の行に表示されます。



ポイント

- 次の形式の画像ファイルをアップロードできます。
  - サイズ：最大5MB
  - ファイル形式：PDFファイル、TIFFファイル、TIFファイル、PNGファイル、ZIPファイル
  - ファイル名：半角／全角文字（空白文字等、一部の記号は使用不可）
- ここでアップロードする書類には次の二つのパターンがあります。
  - 予備検査を「受けている」場合：「自動車予備検査証」
  - 予備検査を「受けていない」場合：「自動車通関証明書」「並行輸入自動車届出書その1および車両諸元概要表」「自動車排出ガス試験結果成績表」

  届出書は、仮登録申請時に自動的に作成されアップロード済みのため、ここでアップロードする必要はありません。
- 必要書類は内容が鮮明に確認できる状態にしてください。機械で書類を読み取るため、不鮮明な箇所があると正しく読み取れず、不備が発生する場合があります。
- 再輸入車の場合、預託申請に必要な書類はアップロード以外の方法でご提出ください（「2.3 メール・FAXまたは郵送にて対応する場合」を参照）。

2.2 必要書類のアップロード

操作説明

ポイント

- 保存する必要書類をチェックして［保存］ボタンをクリックすると、アップロードしたファイルをシステムに保存できます。この場合、申請は実施されません。



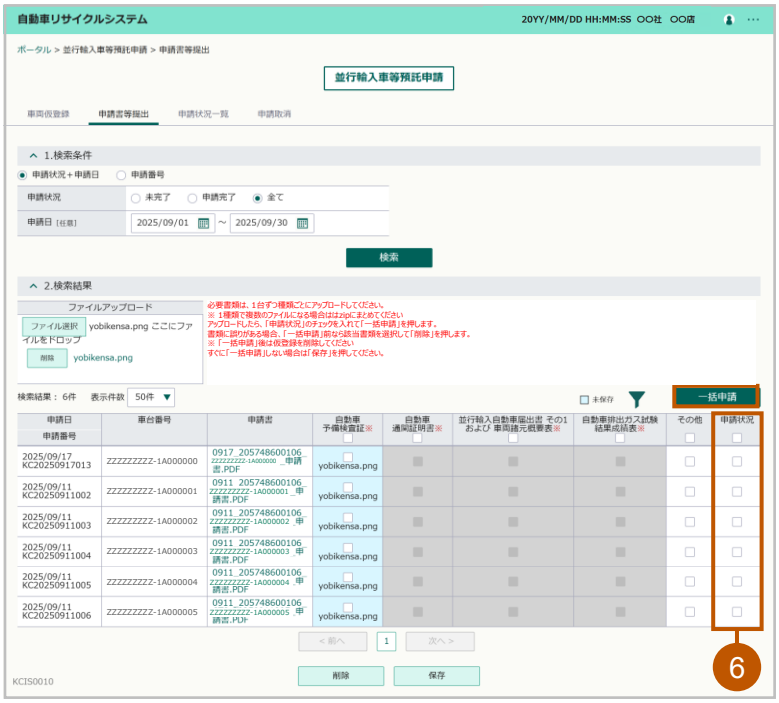
- 削除する必要書類をチェックして［削除］ボタンをクリックすると、アップロードしたファイルを削除できます。



2.2 必要書類のアップロード

操作説明

6 **［申請状況］で、必要書類をアップロードした申請をチェックします。**

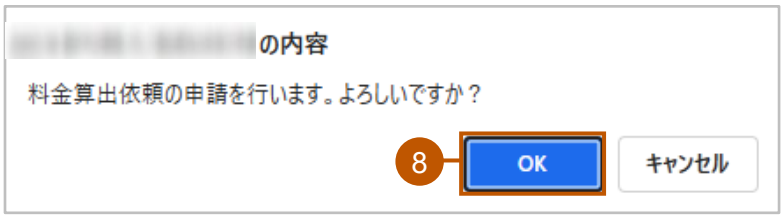


7 **［一括申請］ボタンをクリックします。**

一括申請を確認するダイアログボックスが表示されます。

8 **［OK］ボタンをクリックします。**

該当データのファイルがアップロードされ、申請状況が［申請完了］になります。



2.3 必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送）

車両仮登録完了時に表示した車両情報届出書を印刷し、送付します。

車両情報届出書（イメージ）

必要書類をアップロードしない場合はメール又はFAXにて送付願います。　2025年 8月13日

受付専用ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：
受付専用FAX　：

車両情報届出書

公益財団法人　自動車リサイクル促進センター　行

使用済自動車の再資源化等に関する法律第７３条第１項に基づく、次の自動車に係る第１０８条第１項各号に定める料金に相当する額の預託について、「並行輸入車等のリサイクル料金等の預託及び預託証明に関する約款」に同意のうえ下記の通り申請いたします。

1. 申請者情報

事業所コード	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
会社名及び事業所名	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
住所	〒000-0000 XXXXXXXXXXXXXXXXXX
電話番号	00000000000
FAX番号	
担当者名	

2. 申請情報

申請番号	XX00000000000
車両申請仮登録日	20XX/XX/XX

3. 車両基本情報

車台番号（シリアル番号）	ZZZZZZZZZ-1A000000
車両区分	登録自動車
車名	XXX
型式	XXX-XXX

4. 仕様装備情報

種別	普通	形状	その他
用途	乗用	特種改造前用途	
長さ	XXX		
車両重量	XXX	車両総重量	XXX
エアバッグ類	XXX	フロン類	XXX

5. その他

自動車排出ガス 試験結果成績表	
免除理由	

KC0R0010

2.3 必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送）

車両情報届出書および必要書類の送付

資金管理システムで車両情報の仮登録を行った後、アップロードではなく、車両情報届出書を印刷し、車両情報届出書と次の必要書類を合わせてJARCへメール・FAXまたは郵送することもできます（非登録事業者は仮登録せずにメール・FAXまたは郵送で申請することもできます）。
必要書類は、予備検査を受検しているか否かで異なります。
車両情報届出書と必要書類は、車両情報を仮登録した日から30日以内に届くように送付してください。

必要書類

予備検査を受けていない場合	● 自動車通関証明書の写し ● 並行輸入自動車届出書（その1および車両諸元概要表）の写し ● 自動車排出ガス試験結果成績表の写し 上記全て
予備検査済みの場合	自動車予備検査証の写し

- 自動車通関証明書の写し
  税関等より発行された自動車通関証明書（税関様式C第8050号）の写しを準備します。
- 並行輸入自動車届出書の写し
  運輸支局等に提出する並行輸入自動車届出書（その1および車両諸元概要表）の写しを準備します。
- 自動車排出ガス試験結果成績表の写し
  公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）または一般財団法人日本車両検査協会（VIA）が発行した自動車排出ガス試験結果成績表（試験自動車の試験結果成績表を含む）の写しを準備します。同型成績表の発行を受けた場合も同様です。
  （※免除対象車両の場合、仮登録時免除理由を選択しているため、添付不要です。）
- 自動車予備検査証の写し
  運輸支局等から交付された自動車予備検査証の写しを準備します。

ポイント

- 機械で書類を読み取るため、不鮮明な個所があると正しく読み取れず、不備が発生することがあります。必要書類は内容が鮮明に確認できる状態で送付してください。
- 書類は1台ごとに、次の順番でお送りください。
  1. 預託申請書（最上部）
  2. 必要書類
     （予備検査を受けていない場合は、次の順番に並べてください。
     自動車通関証明書の写し→並行輸入自動車届出書の写し→自動車排出ガス試験結果成績表の写し）
- 再輸入車の場合、預託申請に必要な書類は自動車通関証明書、登録識別情報等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書等のうち、運輸支局等で登録の際に受付可能な書類として確認が取れているものを必要書類として送付してください。

2.3 必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送）

送付先

メールアドレス	cc-ys@jarc.or.jp （「件名（タイトル）」に事業所コードと申請台数を記載してください）
FAX番号	0570－016－611
送付先	〒105－8691 東京都芝郵便局私書箱第８号 公益財団法人自動車リサイクル促進センター　資金管理対応グループ行

ポイント

- 車両情報届出書を印刷した後に、仮登録した内容に誤りがあることが判明した場合は、車両仮登録の修正または取り消しが必要です。
- 申請番号の体系は、次のとおりとなります。預託申請が可能な車両の検索や自動車リサイクルコンタクトセンターへの問い合せの際に利用します。

  KC YYYYMMDD ＊＊＊
  ①　②　③

  ①KC：固定文字
  ②YYYYMMDD：車両仮登録した日付（年月日）
  ③＊＊＊：日ごとの（全国での）通し番号

  例）車両仮登録した日付が2005年4月1日で、その日において全国で３番目の登録であれば、「KC20050401003」となります。

2.4 預託申請

2.4.1 申請状況の確認

(1) 申請状況の種類

自動車リサイクルシステムへの登録事業者が資金管理システムを利用して仮登録した車両は、リサイクル料金が算出されたり、リサイクル料金を払ったりすることにより、申請状況が次のように切り替わります。

#	申請状況	状況説明	備考
1	車両申請仮登録済	並行輸入預託申請者が資金管理システムで車両仮登録を完了した状態です。	車両仮登録した日より30日以内に車両情報届出書と必要書類をFAX等により提出することが必要です。
2	車両申請受付済	並行輸入預託申請者がFAX等で送付した車両情報届出書と必要書類がJARCへ到着した状態です。	―
3	申請書／エビデンス不備	並行輸入預託申請者がFAX等で送付した車両情報届出書または必要書類に不備があった場合です。	必要書類の再送または車両仮登録の修正・取り消しが必要です。
4	料金算出中	並行輸入預託申請者がFAX等で提出した車両情報届出書または必要書類に不備がなく、各メーカーやJARCでリサイクル料金の設定を開始した状態です。	―
5	料金算出済	リサイクル料金の設定が完了し、預託申請が可能な状態です。	―
6	収納方法選択中	並行輸入預託申請者が資金管理システムで預託申請を行い、それが受理された状態です。	預託申請した日より13日以内に、リサイクル料金を支払うことが必要です。
7	預託済	JARCがリサイクル料金の入金を確認した状態です。	―

2.4 預託申請

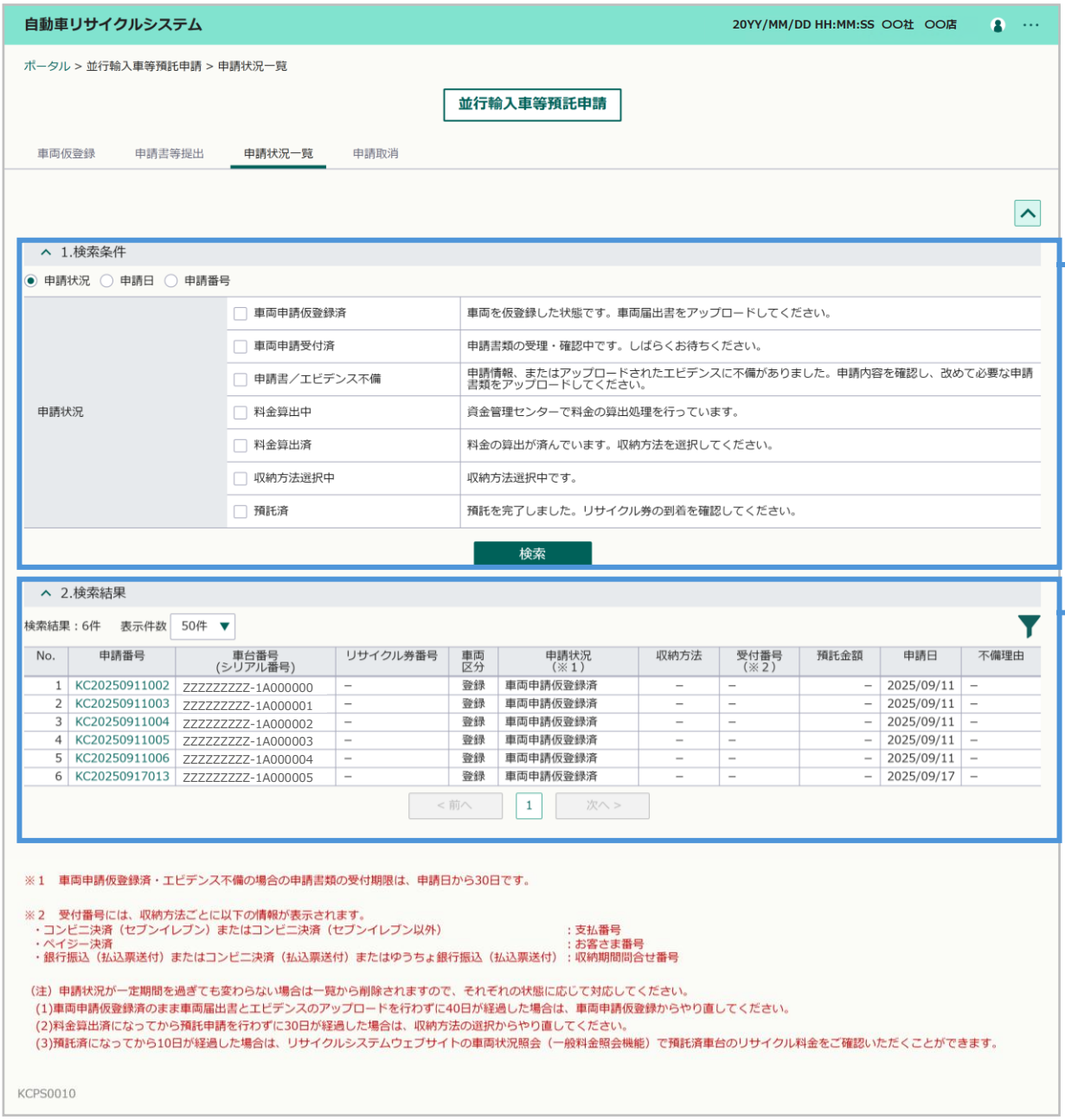
2.4.1 申請状況の確認

(2) 申請状況の確認

画面の表示方法

［並行輸入車等預託申請］ボタンー［申請状況一覧］をクリックすると、申請状況一覧画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件	確認する申請状況を検索するエリア
2	検索結果	検索結果が表示されるエリア

2.4 預託申請

2.4.1 申請状況の確認

操作説明



1 **検索条件として使用したい項目を、［申請状況］、［申請日］、［申請番号］から選択します。**

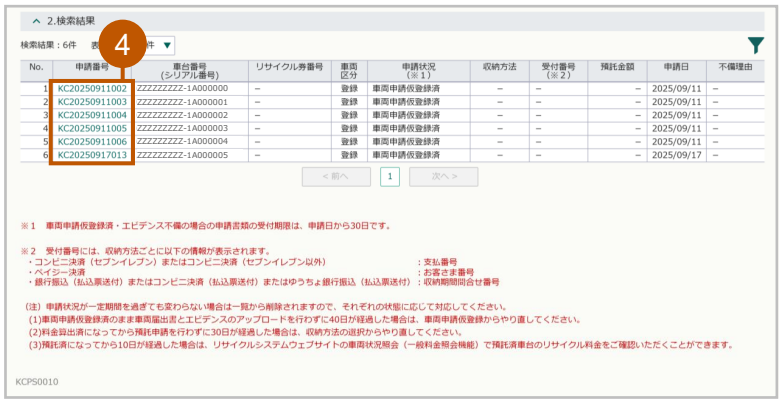
選択した項目に従って、入力欄が表示されます。

2 **検索条件を入力します。**

- ［申請状況］を選択した場合、表示される申請状況の中から検索対象をチェックします。
- ［申請日］を選択した場合、申請日の範囲を入力します。
- ［申請番号］を選択した場合、申請番号を入力します。

3 **［検索］ボタンをクリックします。**

- ［申請状況］または［申請日］で検索した場合、検索結果が表示されます。
- ［申請番号］を選択した場合、該当する申請の詳細画面が表示されます。



4 （検索条件として［申請状況］または［申請日］を選択した場合のみ）
預託申請する車台の［申請番号］をクリックします。

詳細画面が表示されます。

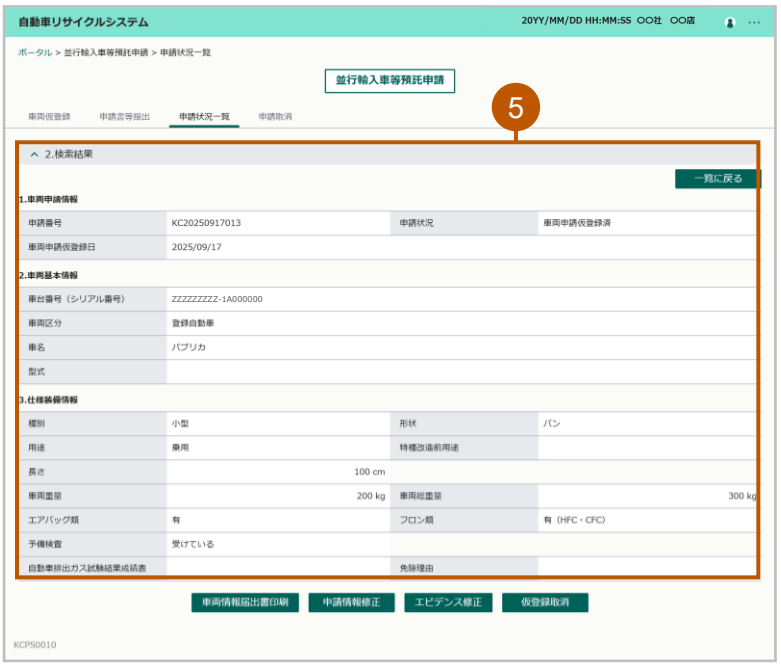
2.4 預託申請

2.4.1 申請状況の確認

操作説明

5 申請状況を確認します。

申請状況に応じて画面の内容が次のように変わります。



申請状況	画面の表示内容と操作
車両申請仮登録済	［車両情報届出書印刷］、［申請情報修正］、［エビデンス修正］、［仮登録取消］ボタンが表示されます。
エビデンス不備	不備理由を見て対応します。［車両情報届出書］、［申請情報修正］、［エビデンス修正］、［仮登録取消］ボタンが表示されます。
車両申請受付済 料金算出中	処理中です。申請状況が［車両申請仮登録済］、［エビデンス不備］、［料金算出済］のいずれかになるまで待ちます。ボタンは表示されません。
料金算出済	［預託申請］ボタンが表示されます。
収納方法選択中	預託申請中の場合に表示されます。
預託済	預託済みの場合に表示されます。

ポイント

- ［1.検索条件］には、車両検索画面で設定した条件が表示されます。
- 検索結果は、申請番号の昇順（新しい申請番号が下）で表示されます。
- 預託済になってから10日以上経過した車両は検索できず、一覧に表示されません。
- 次の条件に当てはまると、一覧から削除されます。再度申請する場合は、自動車リサイクルコンタクトセンターにお問い合わせください。
  （1）車両申請仮登録・エビデンス不備の場合、申請日から40日経過。
  （2）料金算出済の場合、料金算出済になってから30日経過。

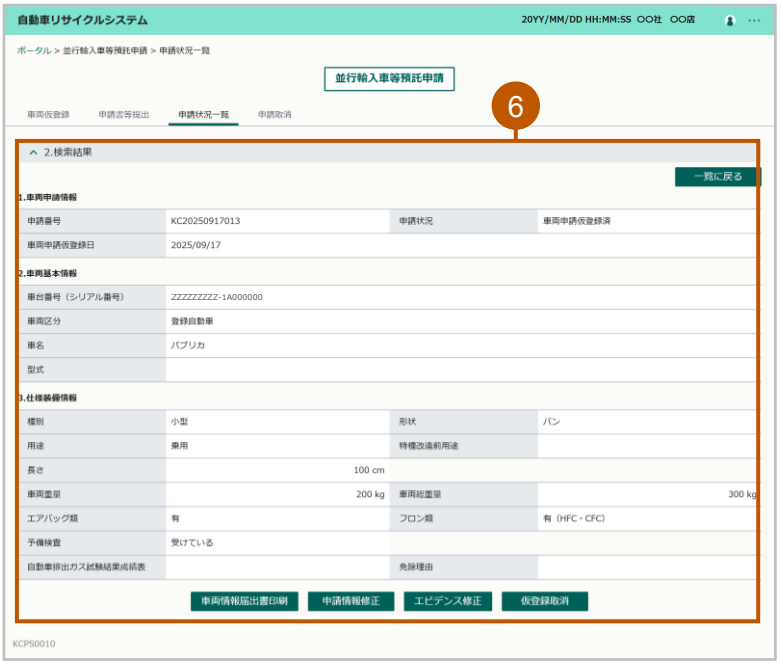
2.4 預託申請

2.4.1 申請状況の確認

操作説明

6 確認した申請状況に応じて次の作業を実施します。

- ［車両申請仮登録済］／［エビデンス不備］：操作したい内容に沿って表示されるボタンをクリックして対応します。
  ・［車両情報届出書］ボタンをクリックすると、車両情報届出書を表示・印刷できます。
  ・［申請情報修正］ボタンをクリックすると、車両仮登録の際に入力した内容を変更できます。
  ・［仮登録取消］ボタンをクリックすると、車両仮登録の取り消しができます。
- ［車両申請受付済］／［料金算出中］：［車両申請仮登録済］、［エビデンス不備］、［料金算出済］のいずれかになるまで待ちます。
- ［料金算出済］：「2.4.2　預託申請」に進みます。



ポイント

［エビデンス不備］は、並行輸入預託申請者が自動車リサイクルシステムにアップロード、またはFAX等で提出した車両情報届出書や必要書類に不備があったことを表しています。不備理由の欄に、JARCが入力した不備理由（書類不足、申請書不備、エビデンス内容不備、その他等）が表示されます。

また、［エビデンス不備］となった場合、登録のあるメールアドレスに通知されます。

2.4 預託申請

2.4.2 預託申請

リサイクル料金の確認と預託申請

- リサイクル料金の算出は、並行輸入預託申請者が自動車リサイクルシステムに対象車両の情報を仮登録後に必要書類を（自動車リサイクルシステムに）アップロード、または車両情報届出書と必要書類をメール・FAXまたは郵送したものを、JARCが受領・確認してから行います。当日15時までに受領した届出書と必要書類に不備がなければ、翌日にリサイクル料金を確認できます（「2.4.1 申請状況の確認」をご覧ください）。
- 並行輸入預託申請者は、パソコン（PC）の画面上（資金管理システム）で、仮登録した車両のリサイクル料金が算出されたことを確認してから、当該車両の預託申請（リサイクル料金を預託するという意思表示）を行います。
- 登録事業者がパソコン（PC）の画面上（資金管理システム）にて預託申請した場合のリサイクル料金の支払い方法は、コンビニエンスストアで支払う方法、ペイジーにより支払う方法、払込票で支払う方法の3通りがあり、預託申請の際に選択します。
- 支払い方法は車両ごとに選択できます。
- いずれの方法も、並行輸入預託申請者による代行でなく自動車所有者（購入者）自身がリサイクル料金を支払うことが可能です。
- 複数車両の預託申請を実施し、次の条件に合致する場合は、払込票が1枚にマージされます。
  登録事業者：申請者の事業所コード、申請年月日、徴収方法が同一
  非登録事業者：申請者の電話番号、申請年月日、徴収方法が同一

  なお、払込票がマージされている場合に、預託申請の取り消しを実施したときは、払込票が送付されているかどうかで対応が異なります。次のとおり対応してください。
  ・払込票受領前
  該当車両の申請が削除されます。再度預託申請する場合は、申請の仮登録から実施する必要があります。
  ・払込票受領後
  該当車両の申請が含まれる払込票の対象となっている全ての申請が預託申請前のステータスに戻ります。
  再度預託申請する場合は、預託申請から実施する必要があります。
  預託申請の取り消しの操作については、「2.5 預託申請取消」を参照してください。

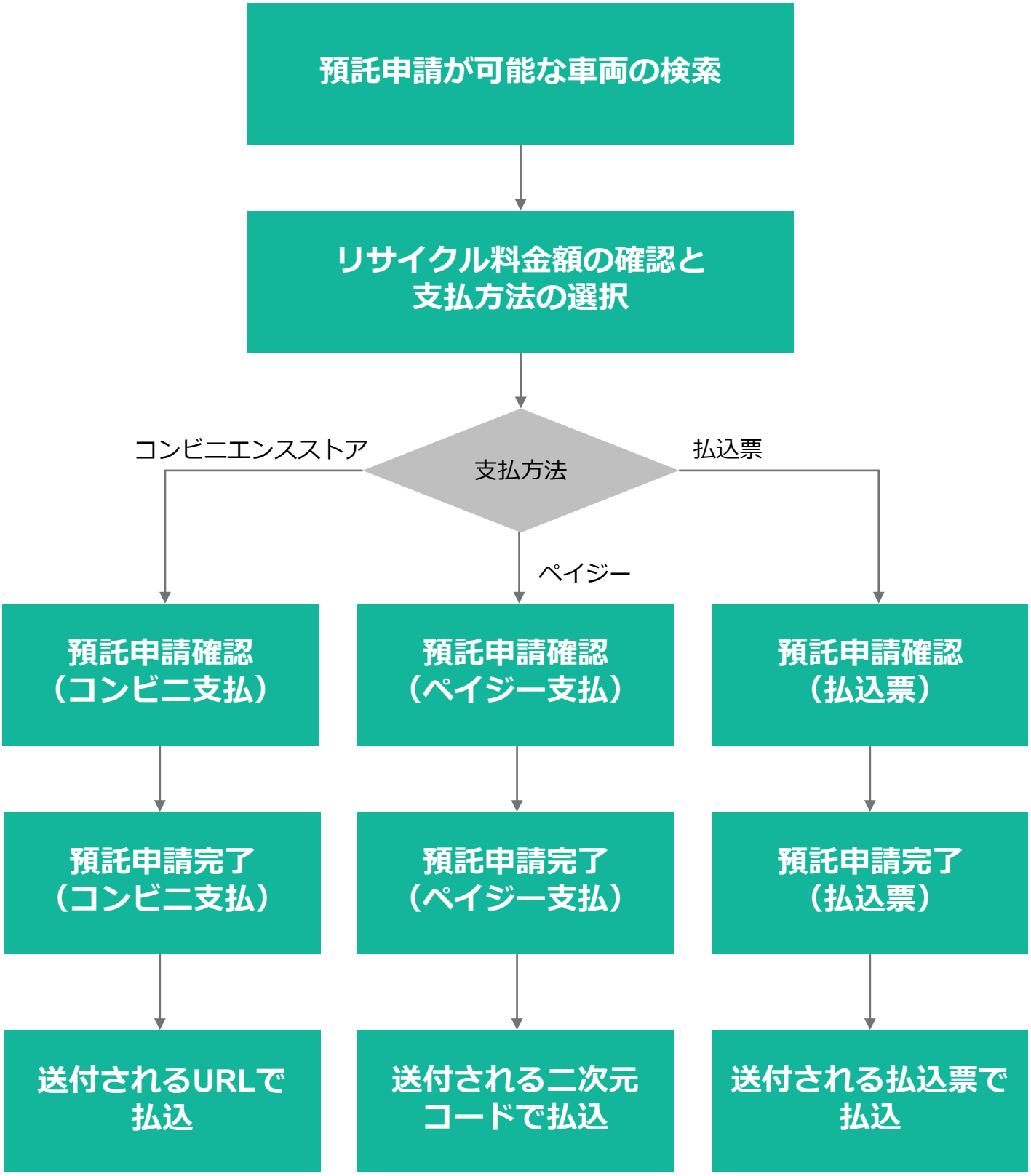
リサイクル料金の支払方法

コンビニエンスストアで支払う方法	メールで払込用のURLが送付されるので、払込用URLを利用して支払います。
ペイジーで支払う方法	メールで二次元コードが送付されるので、二次元コードを利用して支払います。
払込票で支払う方法	収納代行業者から送付される払込票を金融機関の窓口に提示して支払います。

2.4 預託申請

2.4.2 預託申請

預託申請の流れ



2.4 預託申請

2.4.2 預託申請

この手順は、「2.4.1　申請状況の確認」で申請状況が「料金算出済」の車台に対して預託申請するところから開始します。

操作説明

1 **［収納方法］を［コンビニ支払い］、［ペイジー］、［払込票］から選択します。**



2.4 預託申請

2.4.2 預託申請

操作説明

2 **内容を確認します。**

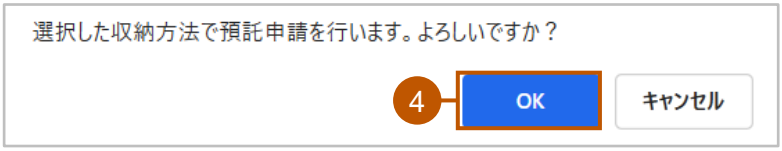
3 **［預託申請］ボタンをクリックします。**

預託申請を確認するダイアログボックスが表示されます。



4 **［OK］ボタンをクリックします。**

預託申請が完了します。



ポイント

- 預託申請が完了し、収納方法として払込票を選択した場合、収納代行業者から並行輸入預託申請者宛てに払込票が送付されます。
- 「払込票」は信書扱いとなるため、普通郵便で発送されます。
- 払込票での申請が受理された後に、コンビニ支払またはペイジーでの支払方法へ変更希望の場合は、自動車リサイクルコンタクトセンターまでご連絡ください。
- 払込票が届きましたら、すみやかに金融機関でリサイクル料金を払い込んでください。払込の期限は、預託申請日から14日以内です。

2.4 預託申請

2.4.2 預託申請

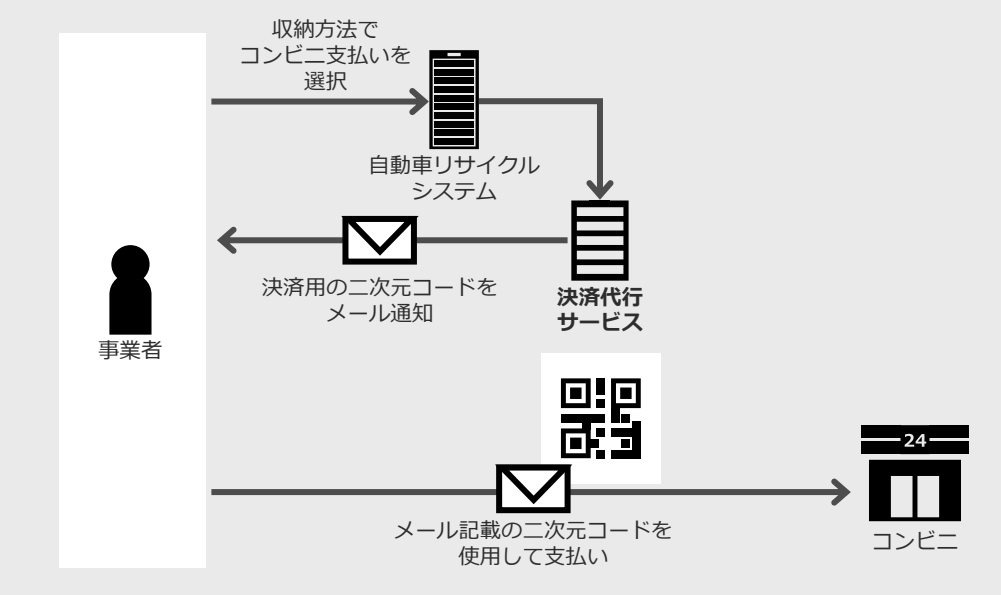
(1) リサイクル料金の支払い

注意

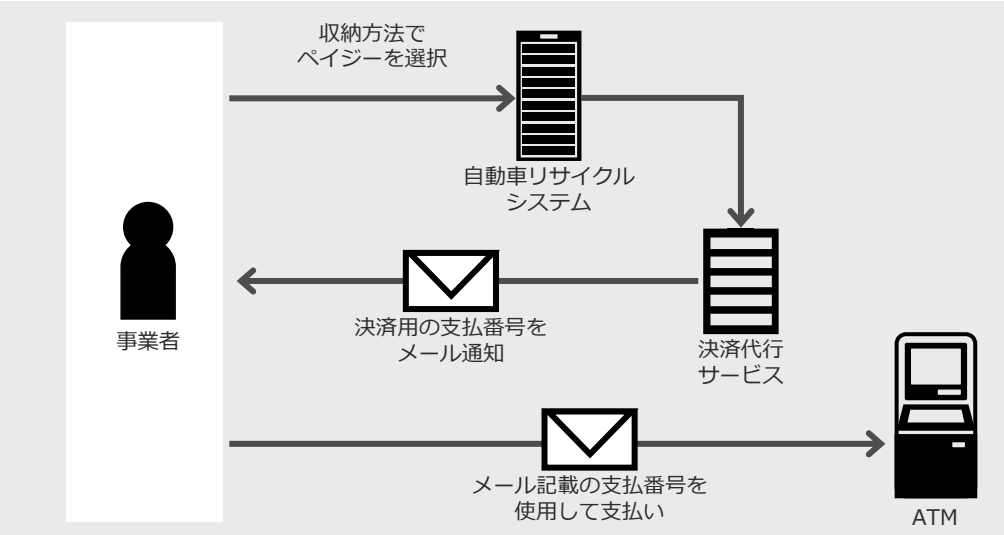
支払期限は、預託申請日から14日後です。支払期限を過ぎると預託申請が取り消されて、仮登録した車両も削除されます。支払期限を過ぎた場合は、再度「2.1　車両仮登録」から実施してください。

選択した収納方法に応じて、次のようにリサイクル料金を支払います。

- コンビニ支払いの場合：
  メールで二次元コードが送付されます。この二次元コードを読み取って支払います。



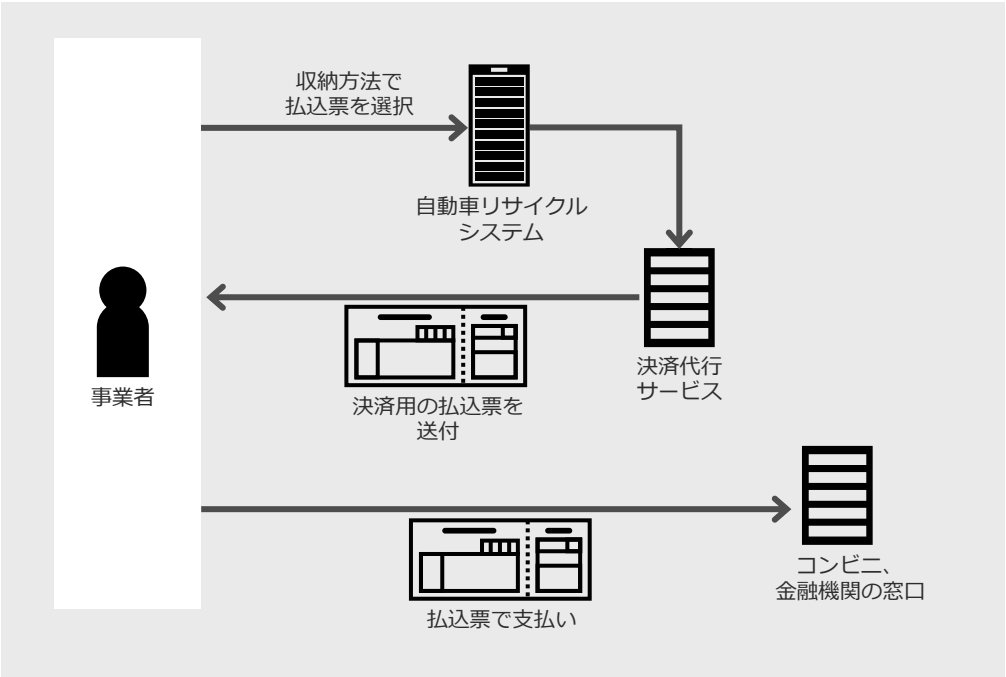
- ペイジーで支払う場合：
  メールで決済用の支払番号が送付されます。この支払番号を使ってATMで支払います。



2.4 預託申請

2.4.2 預託申請

- 払込票で支払う場合：
  収納代行業者から送付される払込票をコンビニ、金融機関の窓口に提示して支払います。



2.4 預託申請

2.4.2 預託申請

(2) 預託確認の方法

支払い対象車両のリサイクル料金が預託済みになったかどうかは、次の二つの方法で確認できます。

- 自動車リサイクルシステムの申請状況画面で対象車両の預託状況を確認する
- JARCのホームページにあるリサイクル料金の検索画面で対象車両を検索する

注意

- 並行輸入預託申請者がリサイクル料金を支払った後、運輸支局等へ預託済みである旨の情報が連携されます。
- リサイクル料金の支払い後、運輸支局等へ預託済みである旨の情報が連携されるまでに暦日で2日（土日祝日を除く）掛かること、この情報連携は並行輸入預託申請者による運輸支局等での新規登録申請までに終える必要があることから、余裕を持った預託申請およびリサイクル料金の払い込みをお願いします。
- 何らかの事情で運輸支局等への情報連携がなされない場合は、 JARCのホームページにあるリサイクル料金照会画面から出力する「自動車リサイクル料金の預託状況」を出力して提示してください。
- 預託済みになったかどうかは、自動車リサイクルシステムの申請状況画面で確認できます。詳細は「2.4.1　預託状況の確認」を参照してください。

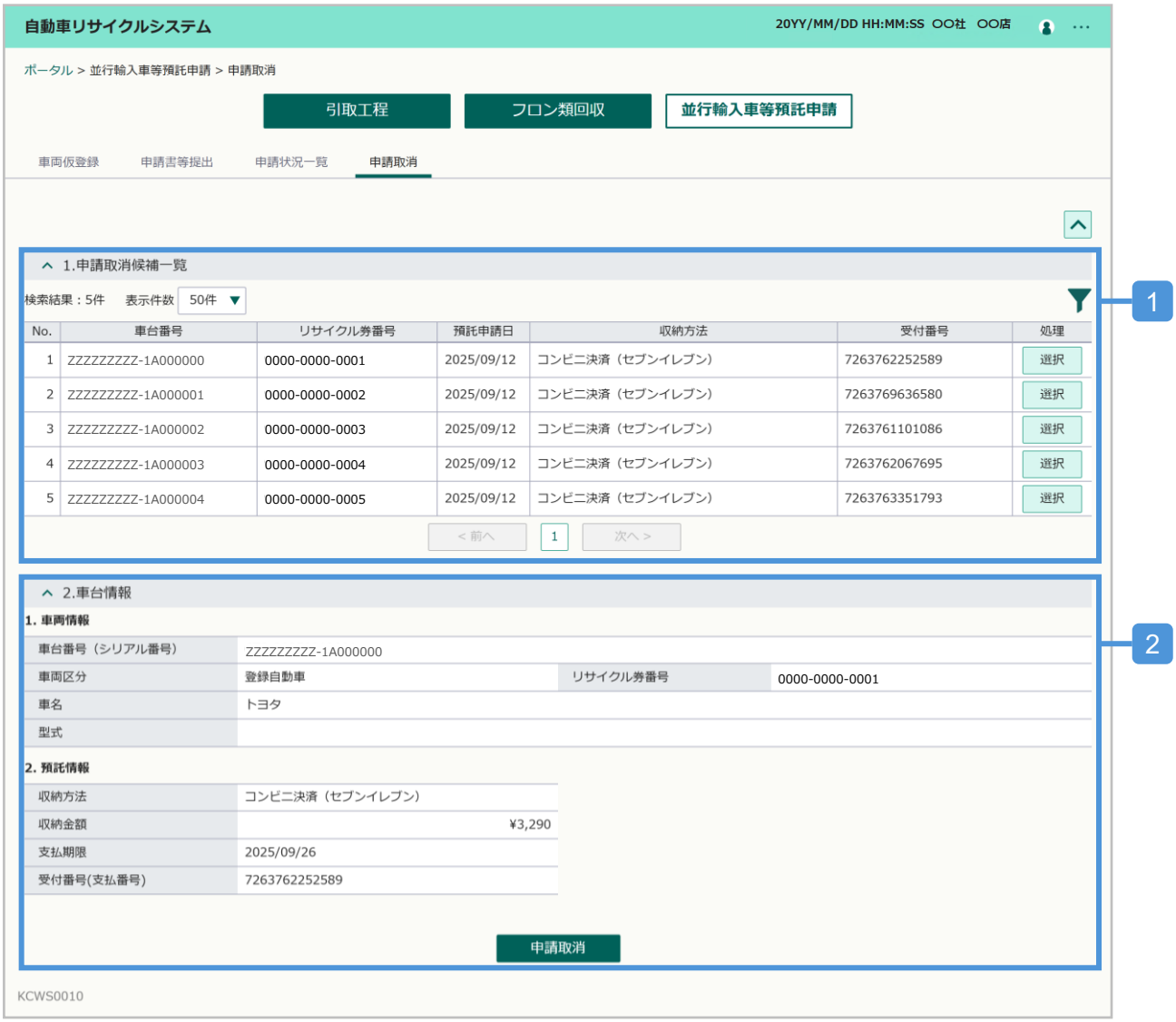
2.5 預託申請取消

預託申請を取り消します。

画面の表示方法

［並行輸入車等預託申請］ボタン－［申請取消］をクリックすると、預託申請取消画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	申請取消候補一覧	取り消すことが可能な預託申請が一覧表示されるエリア
2	車台情報	選択した車台の情報が表示されるエリア

2.5 預託申請取消

操作説明

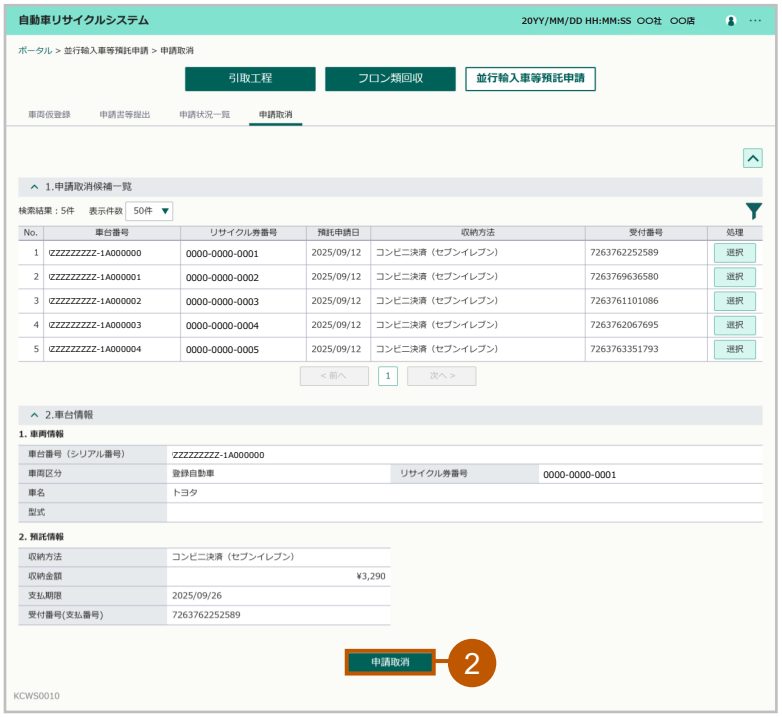
1 **預託申請を取り消す車両の［選択］をクリックします。**

［2.車台情報］に、預託申請を取り消す車両の情報が表示されます。



2 **［申請取消］ボタンをクリックします。**

預託申請取消を確認するダイアログボックスが表示されます。

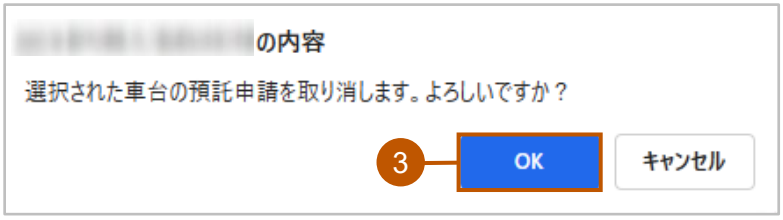


ポイント

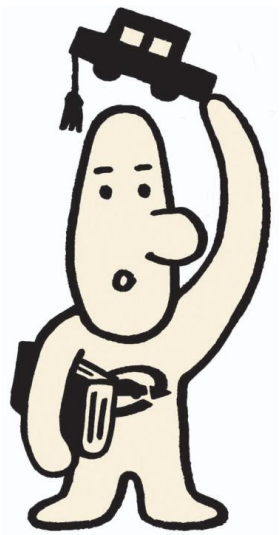
預託申請を取り消すと、仮登録申請も取り消されます。

3 **［OK］ボタンをクリックします。**

預託申請取消が完了します。



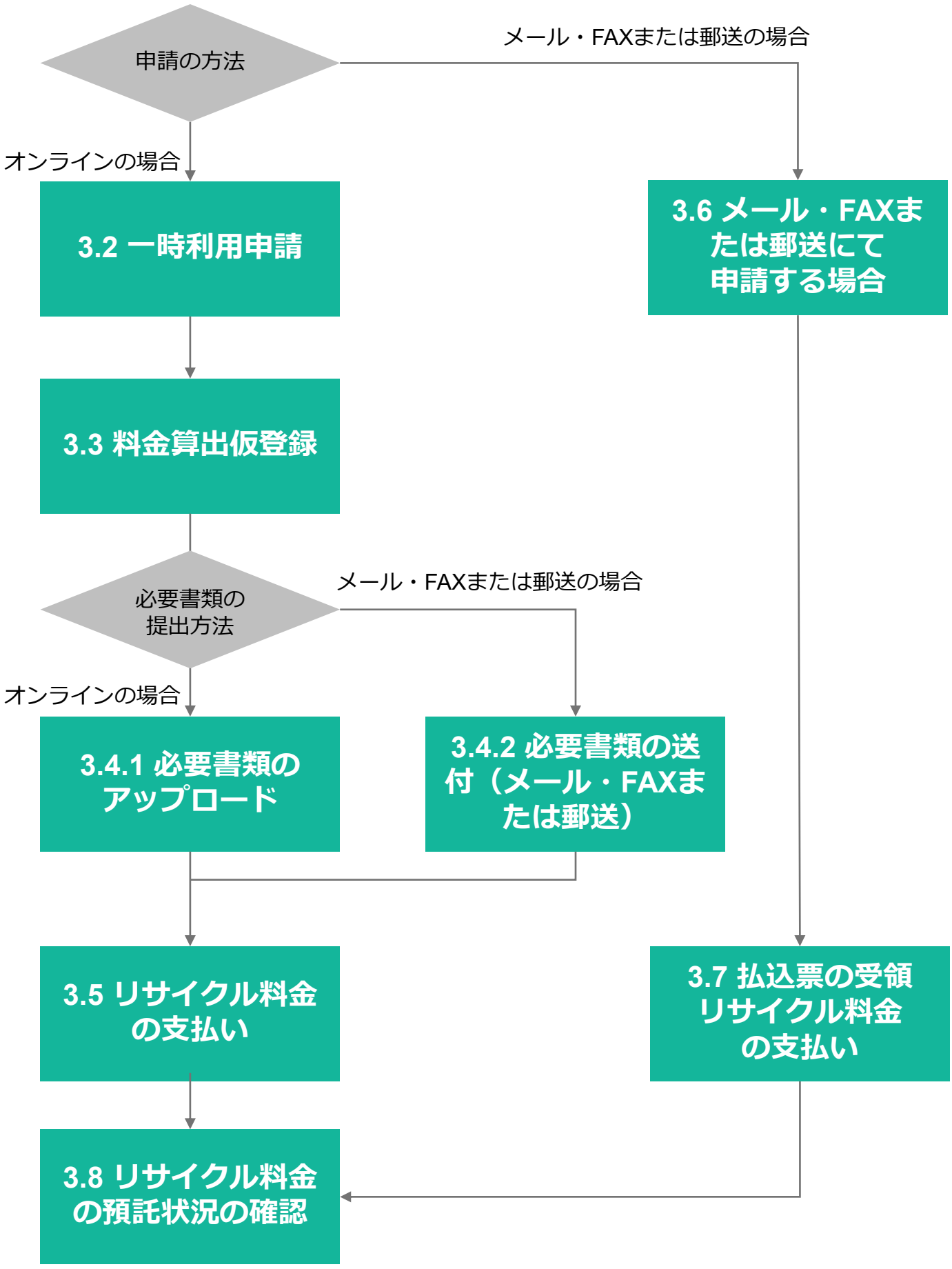
3 非登録事業者の対応



目次へ戻る

3.1 非登録事業者の対応の流れ

非登録事業者の申請は、次の流れで実施します。



3.2 一時利用申請

申請者が業者登録していない場合でも、一時利用申請をすることで、一時利用者として自動車リサイクルシステムにログインし、並行輸入預託申請の仮登録を実施できるようになります。

注意

一時利用申請では、メールアドレスの入力が発生します。該当のメールアドレスで、メールを確実に受信するために、jarsdomain.comからのメールを受信できるように事前設定をお願いします。

画面の表示方法

自動車リサイクルシステムのホームページで［各種申請/書式はこちら］をクリックして表示される各種申請/書式のページにて、［2.リサイクル料金の預託・取戻し等の申請］－［（2）並行輸入車両のリサイクル料金の預託申請］－［一時利用窓口］をクリックすると、一時利用申請画面が表示されます。

操作説明

1 ［メールアドレス］に、一時利用者のメールアドレスを入力します。

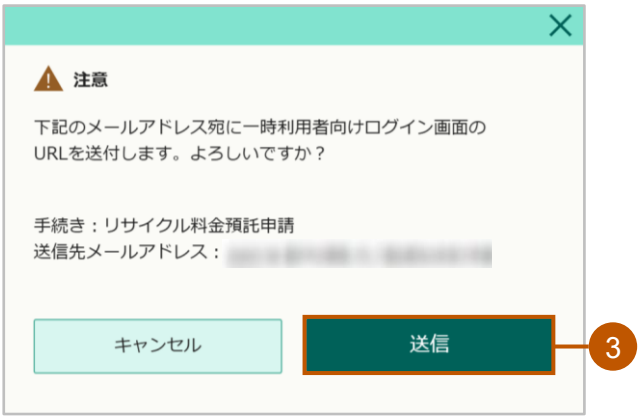
2 ［送信］ボタンをクリックします。

入力したメールアドレスに一時利用向けのログインURLを送信してよいかどうかを確認するダイアログボックスが表示されます。



3 入力したメールアドレスに誤りがないか確認し［送信］ボタンをクリックします。

入力したメールアドレスに、一時利用向けのログインURLを記載したメールが送信されます。



3.2 一時利用申請

操作説明

4 メールに記載されているURLをクリックします。

パスワードを登録する画面が表示されます。



5 ［一時利用パスワード］および［一時利用パスワード（再入力）］を入力します。

一時利用パスワードには、8文字～32文字の半角英数字を使用してください。なお、大文字と小文字は判別します。



6 ［設定］ボタンをクリックします。

一時利用者として自動車リサイクルシステムへログインし、対応する手続き画面が表示されます。

ポイント

一時利用パスワードを一度設定した後は、次回以降、手順4のメールに記載されたURLをクリックすると、ログイン画面が表示されます。設定した一時利用パスワードを入力してログインしてください。



3.3 料金算出仮登録

一時利用申請を行い、ログインしたら料金算出の仮登録を行います。

画面の表示方法

一時利用者としてログインすると、入力画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	申請者情報	一時利用者の情報を入力するエリア
2	車両情報一覧	車両に関する情報を入力するエリア

3.3 料金算出仮登録

操作説明

1 ［申請者情報］を入力します。



ポイント

- 電話番号を入力して［申請者検索］ボタンをクリックすると、入力されている電話番号をキーに過去の申請者情報が検索されます。申請者情報が見つかった場合は、各項目にその申請者の情報が自動的に入力されます。
- 郵便番号を入力して［住所検索］ボタンをクリックすると、郵便番号が検索され、［住所］に検索結果が自動的に入力されます。［住所］に入力済みの場合はその内容が上書きされます。また、これによって他の項目の内容が変更されることはありません。
- 非登録事業者の一時利用のオンライン申請では、申請区分が「並行輸入一般申請」と「構内車等新規預託車両申請」の選択があるため、留意してください。

3.3 料金算出仮登録

操作説明

2 ［車台番号（シリアル番号）］を入力します。

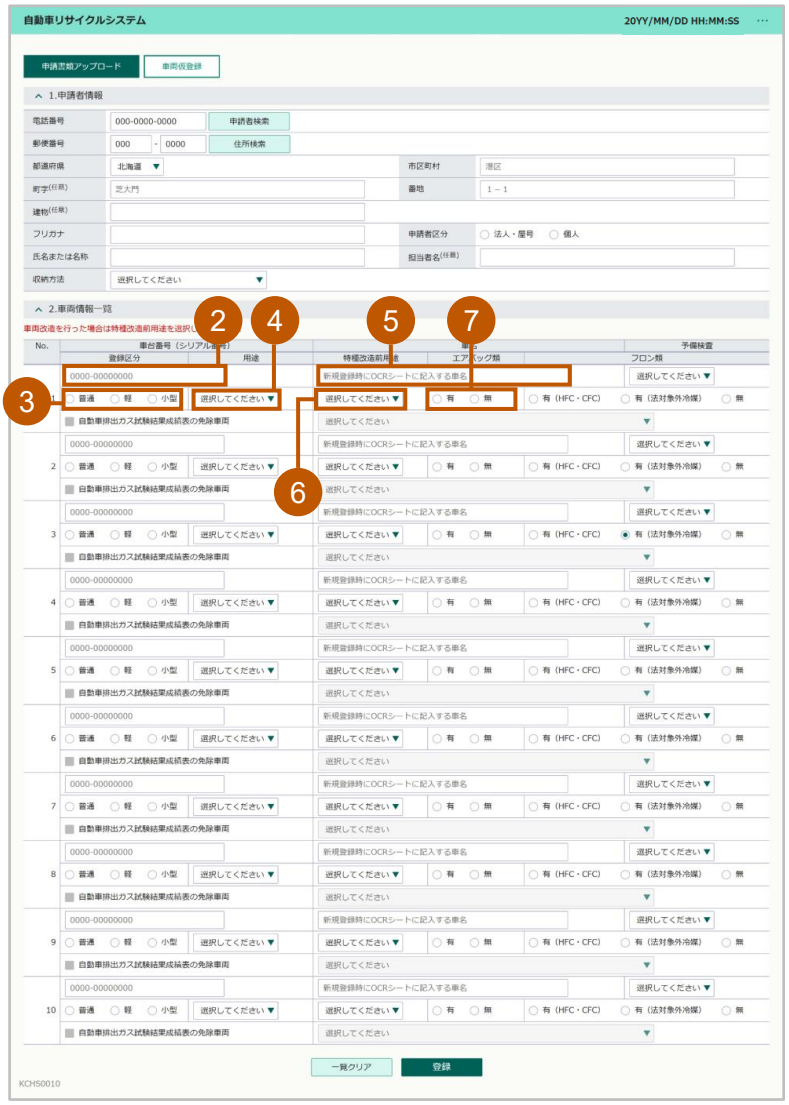
3 ［種別］で、［普通］、［軽］、［小型］から選択します。

4 ［用途］を選択します。

5 ［車名］を入力します。

6 （［用途］で［特種］を選択した場合のみ）
［特殊改造前用途］を選択します。

7 ［エアバッグ類］で［有］または［無］を選択します。



ポイント

- 車両情報は10件まで入力できます。11件以上入力したい場合は、本手順を繰り返してください。
- ［一覧クリア］ボタンをクリックすると、車両情報一覧が初期表示状態に戻ります。

3.3 料金算出仮登録

操作説明

8 **［フロン類］で［有（HFC・CFC）］［有（法対象外冷媒）］または［無］を選択します。**

自リ法対象外冷媒（HFO-1234yf）の場合は［有（法対象外冷媒）］を選択します。

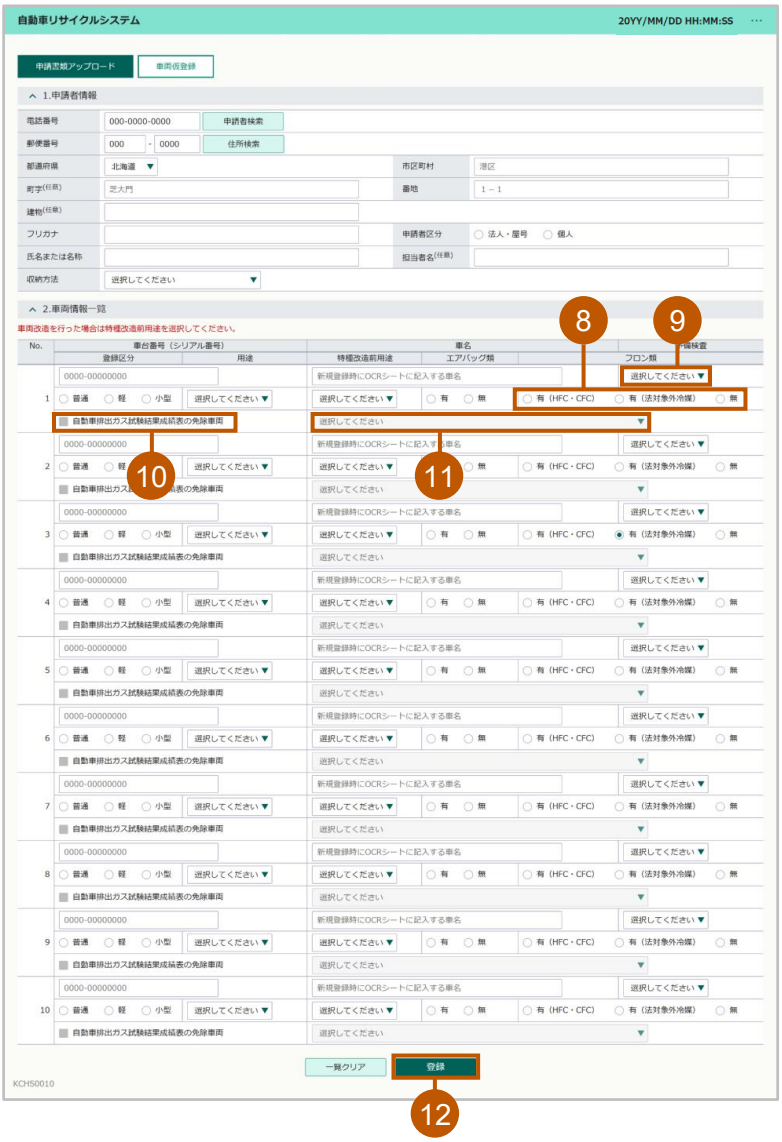
9 **［予備検査］を選択します。**

10 （［予備検査］で［受けていない］を選択した場合のみ）
該当する場合は、［自動車排出ガス試験結果成績表の免除車両］をチェックします。

11 （［自動車排出ガス試験結果成績表の免除車両］をチェックした場合のみ）
免除理由を選択します。

12 **［登録］ボタンをクリックします。**

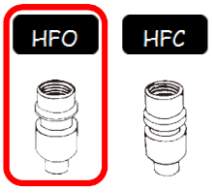
登録してよいかどうかを確認するダイアログボックスが表示されます。



ポイント

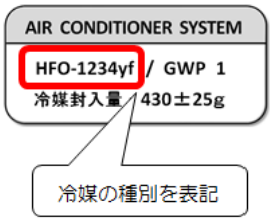
- HFO-1234yfは自動車リサイクル法に基づく回収義務の対象ではなく、自リ法対象外冷媒の扱いとなるため、フロン類料金の預託が不要です。HFC/CFCは今までどおり預託が必要となりますのでご注意ください。
- 自リ法対象外冷媒（HFO-1234yf）実車かどうかは、次の方法で確認できます。

（1）チャージバルブ形状（低圧側）



HFCに似ていますが、HFC用のカプラーを装着できません。

（2）ボンネット等に貼付されている冷媒ラベル



R-1234yFと記載されている場合もあります。

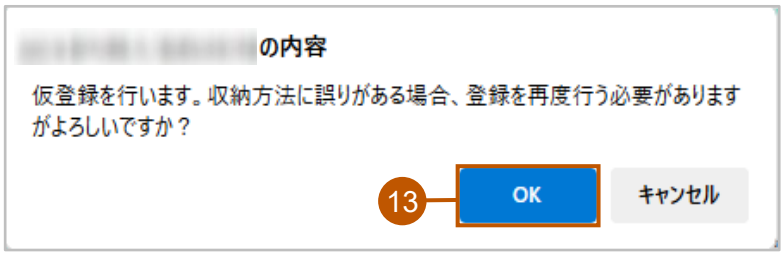
貼付されていない場合もあります。

3.3 料金算出仮登録

操作説明

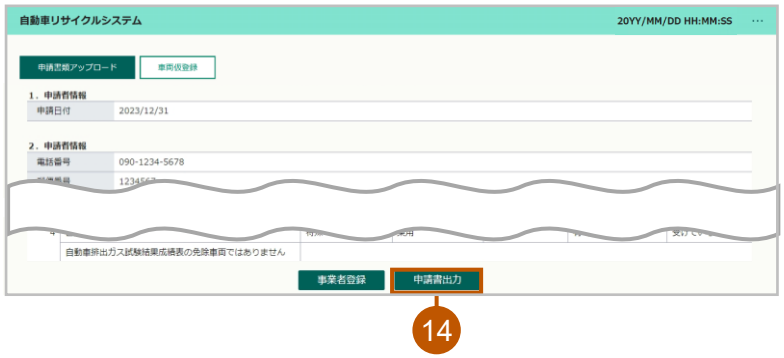
13 **［OK］ボタンをクリックします。**

車台単位で申請書が作成されてシステムに登録されます。また、料金算出（預託）仮登録完了画面が表示されます。



14 **［申請書出力］ボタンをクリックします。**

申請書がダウンロードされます。



ポイント

- ［事業者登録］ボタンをクリックすると、事業者登録が可能です。詳しくは、［事業者登録］ボタンをクリックして表示される業者登録・変更等の手続きのご案内画面を参照してください。
- 申請書／必要書類をアップロードする場合は、画面上部赤字メッセージの［こちら］のリンクをクリックしてください。

3.4 必要書類の提出

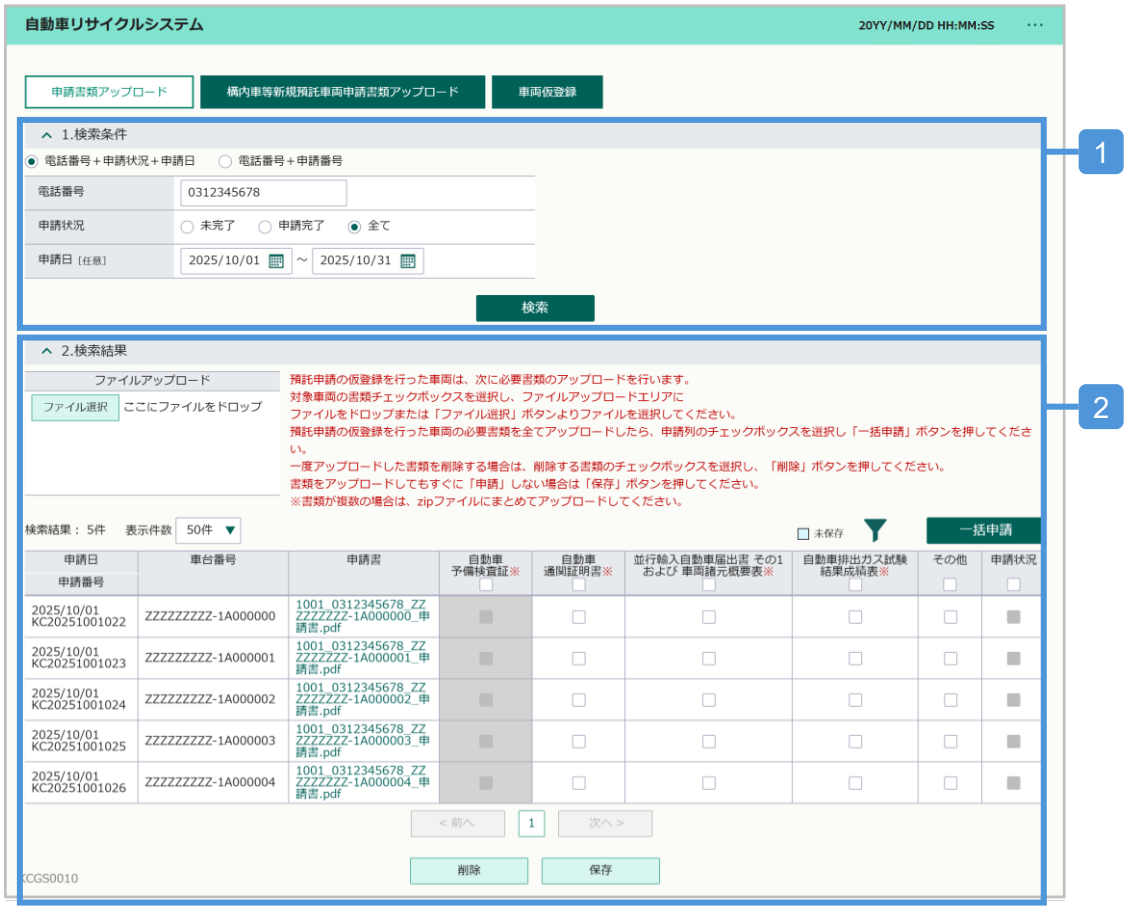
3.4.1 必要書類のアップロード

申請に必要な書類をアップロードします。
オンライン申請では、車両情報を10件まで登録可能です。
本手順でアップロードがうまくいかない場合は、メール・FAXまたは郵送での送付を検討してください。詳しくは、「3.4.2　必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送）」を参照してください。なお、必要書類をメール・FAXまたは郵送で送付する場合、ここまでの操作で登録した情報を削除する必要はありません。

画面の表示方法

［申請書類アップロード］をクリックすると、申請書類アップロード画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件	書類をアップロードする申請を検索するエリア
2	検索結果	検索結果が表示されるエリア

3.4 必要書類の提出

3.4.1 必要書類のアップロード

操作説明



1 **検索条件として使用したい項目を、［電話番号＋申請状況＋申請日］または［電話番号＋申請番号］から選択します。**

選択した項目に従って、入力欄が表示されます。

2 **検索条件を入力します。**

- 電話番号を入力します。
- ［電話番号＋申請状況＋申請日］を選択した場合、［申請状況］を［未完了］、［申請完了］、［全て］から選択し、［申請日（任意）］の範囲を入力します。
- ［電話番号＋申請番号］を選択した場合、［申請番号］の全桁を入力します。

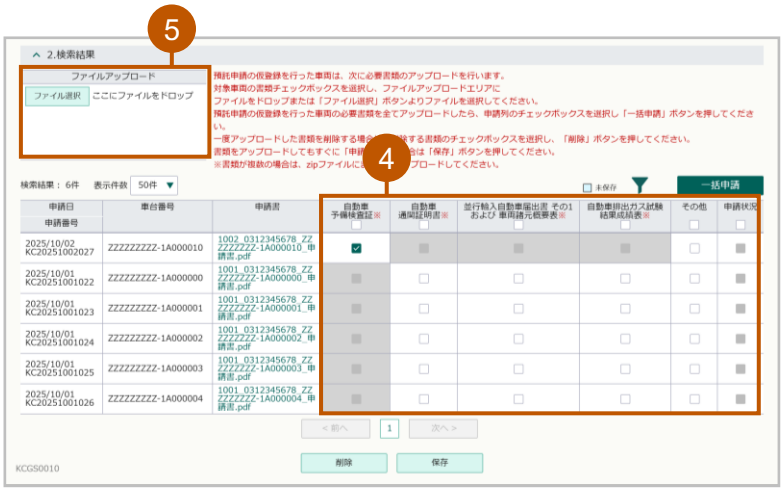
3 **［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。

3.4 必要書類の提出

3.4.1 必要書類のアップロード

操作説明



4 **アップロードする申請をチェックします。**

5 **次のどちらかの方法で必要書類を選択します。**

- 対象の必要書類をファイルアップロード領域にドラッグ＆ドロップします。
- ［ファイル選択］ボタンをクリックして、対象の必要書類を選択します。

アップロードされた書類が対象の行に表示されます。

ポイント

- 次の形式の画像ファイルをアップロードできます。
  - サイズ：最大5MB
  - ファイル形式：PDFファイル、TIFFファイル、TIFファイル、PNGファイル、ZIPファイル
  - ファイル名：半角／全角文字（空白文字等、一部の記号は使用不可）
- ここでアップロードする書類には次の二つのパターンがあります。
  - 予備検査を「受けている」場合：「自動車予備検査証」
  - 予備検査を「受けていない」場合：「自動車通関証明書」「並行輸入自動車届出書その1および 車両諸元概要表」「自動車排出ガス試験結果成績表」

  申請書は、仮登録時に自動的に作成されアップロード済みのため、ここでアップロードする必要はありません。
- 機械で書類を読み取るため、不鮮明な個所があると正しく読み取れず、不備が発生することがあります。必要書類は内容が鮮明に確認できる状態でアップロードしてください。
- 再輸入車の場合、預託申請に必要な書類はアップロード以外の方法でご提出ください（「3.4.2 必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送）」を参照）。

3.4 必要書類の提出

3.4.1 必要書類のアップロード

操作説明

ポイント

- 保存する必要書類をチェックして［保存］ボタンをクリックすると、アップロードしたファイルをシステムに保存できます。この場合、申請は実施されません。



- 削除する必要書類をチェックして［削除］ボタンをクリックすると、アップロードしたファイルを削除できます。



3.4 必要書類の提出

3.4.1 必要書類のアップロード

操作説明

6 **必要書類をアップロードした申請の［申請状況］をチェックします。**

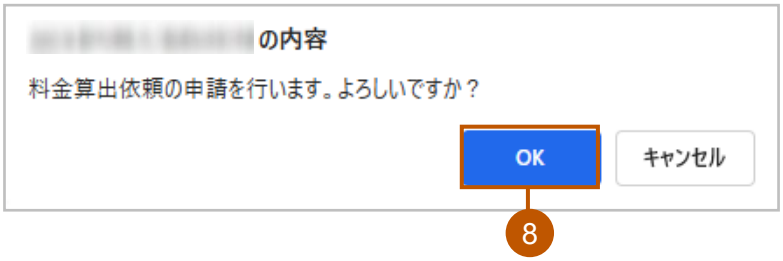


7 **［一括申請］ボタンをクリックします。**

一括申請を確認するダイアログボックスが表示されます。

8 **［OK］ボタンをクリックします。**

該当データのファイルがアップロードされ、申請状況が［申請完了］になります。



ポイント

● 仮登録した車両情報、必要書類に不備があった場合、一時利用者のメールアドレスに通知されます。内容をご確認のうえ、必要に応じて「3.3 料金算出仮登録」を再実施し、必要書類を自動車リサイクルシステムにアップロード、またはメール・FAX等で送付してください。

● 車両申請仮登録済・エビデンス不備の場合の申請書類の受付期限は、一時利用申請からor申請日から30日です。

3.4 必要書類の提出

3.4.2 必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送）

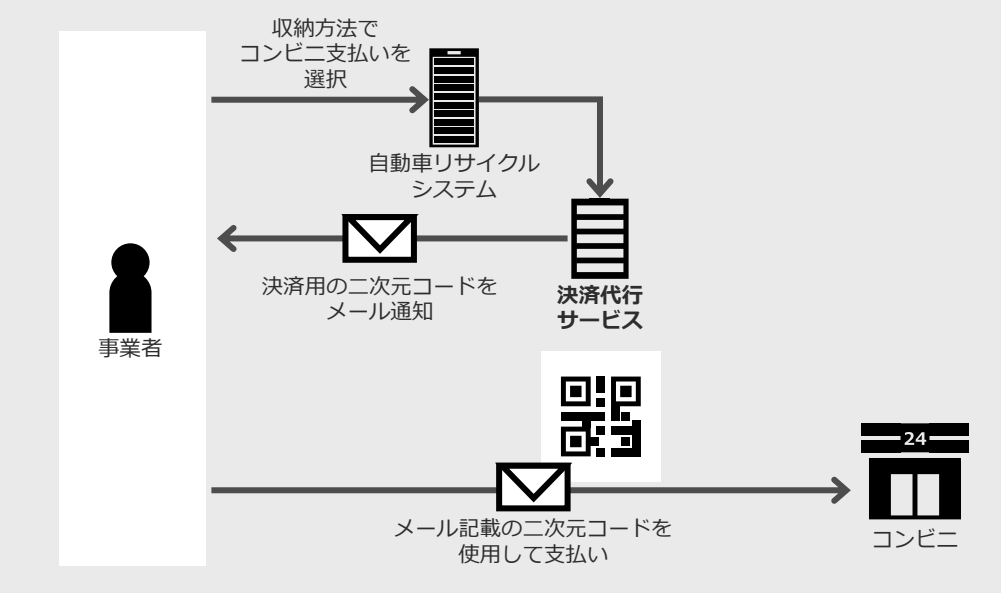
「2.3　必要書類の送付（メール・FAXまたは郵送）」を参照して対応してください。

3.5 リサイクル料金の支払い

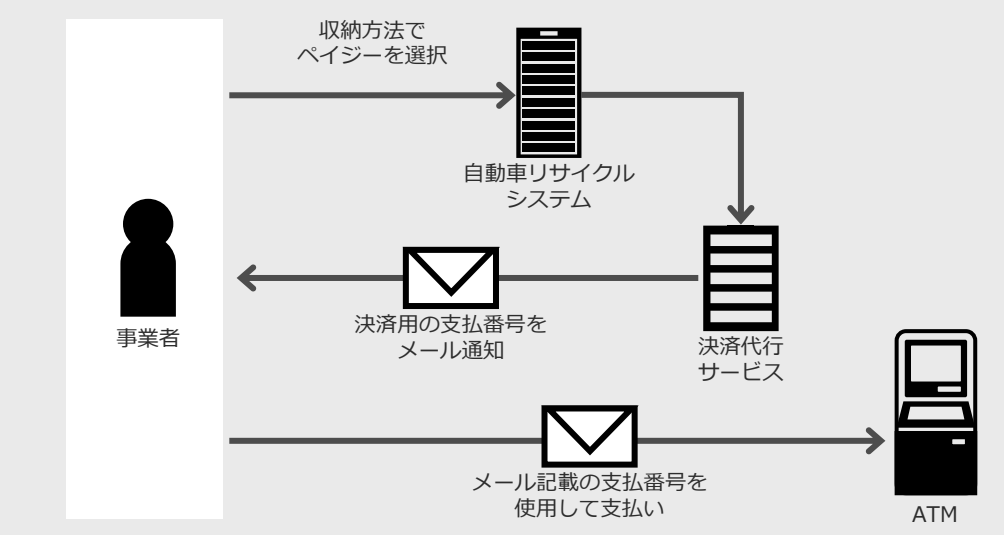
選択した収納方法に応じて、次のようにリサイクル料金を支払います。

なお、メール・FAXまたは郵送にて申請する場合、リサイクル料金の収納方法は払込票のみとなります。払込票については、「3.7 払込票の受領 リサイクル料金の支払い」を参照してください。

- コンビニ支払いの場合：
  メールで二次元コードが送付されます。この二次元コードを読み取って支払います。

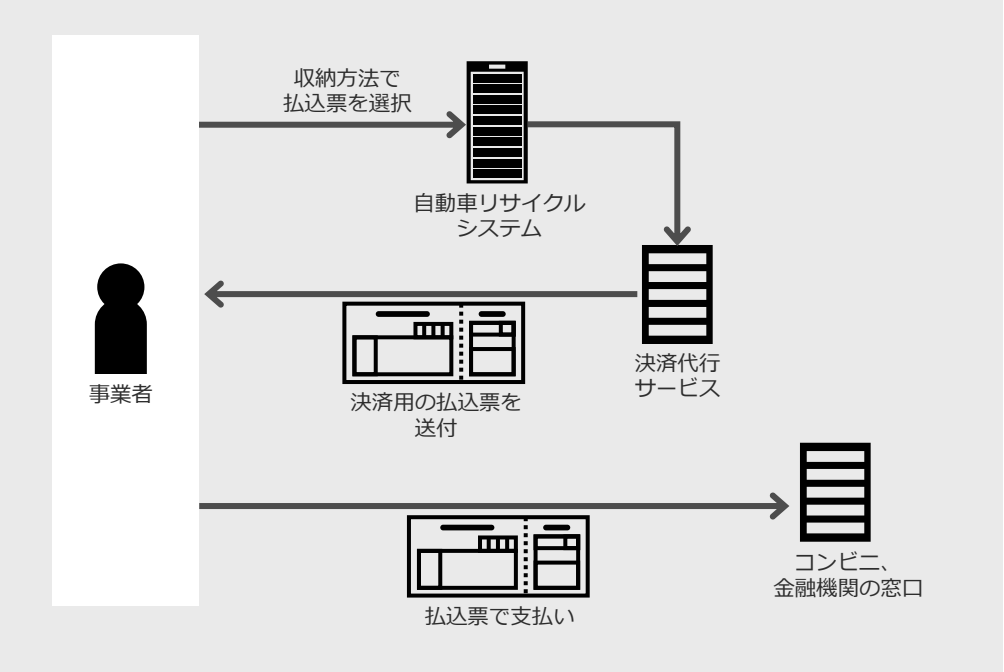


- ペイジーで支払う場合：
  メールで決済用の支払番号が送付されます。この支払番号を使ってATMで支払います。



3.5 リサイクル料金の支払い

- 払込票で支払う場合：
  収納代行業者から送付される払込票をコンビニ、金融機関の窓口に提示して支払います。
  払込票については、「3.7 払込票の受領 リサイクル料金の支払い」も参照してください。



3.6 メール・FAXまたは郵送にて申請する場合

3.6.1 申請書の入手および作成

(1) 申請書の入手

自動車リサイクルシステムホームページから再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車）を入手します。
※ホームページより入手できない方は、FAXにて送付することも可能ですので自動車リサイクルコンタクトセンターまでお問い合わせください。

1 自動車リサイクルシステムホームページの「各種申請/書式はこちら」をクリックします。



3.6 メール・FAXまたは郵送にて申請する場合

3.6.1 申請書の入手および作成

2 「2.リサイクル料金の預託・取戻し等の申請」の「（2）並行輸入車両のリサイクル料金の預託申請」より、「再資源化預託金等預託申請書 (並行輸入車)」をダウンロードし入手します。



3.6 メール・FAXまたは郵送にて申請する場合

3.6.1 申請書の入手および作成

(2) 申請書の作成

記入例及び注意事項を参考に、車両１台ごとで必要事項を記入します。

※記入漏れや相違があると手続きが遅れる場合がある為、申請前に記入漏れ等ないかご確認ください。

記入例と注意事項

再資源化預託金等　預託申請書

並行輸入車 メール・FAX・郵送申請用

公益財団法人　自動車リサイクル促進センター　行

申請日	西暦　年　月　日

使用済自動車の再資源化等に関する法律第７３条第１項に基づく、次の自動車に係る第１０８条第１項各号に定める料金に相当する額の預託について、「並行輸入車等のリサイクル料金等の預託及び預託証明に関する約款」に同意のうえ以下のとおり申請いたします。(*1)

申請者	①申請者の氏名・住所	住所（都道府県名、建物名、号室までご記入ください） 〒 1 0 5 － 0 0 1 2 東京都港区芝大門1丁目1番30号 日本自動車会館　11階 氏名・名称（フリガナ） トウキョウリサイクルジドウシャセイビ　カブシキガイシャ 東京リサイクル自動車整備　株式会社	
	②電話番号／FAX番号	電話：　03　（　1234　）　5678	ＦＡＸ：　03　（　1234　）　6789
	③担当者名	フリガナ　カンキョウ　タロウ 氏名　姓）環境　名）太郎	
車両情報	④車　名（メーカー名）	アイウエオ	
	⑤年式 または 製造年	2026年	
	⑥車台番号 (*2) （職権打刻の場合はｼﾘｱﾙ番号）	A12B-1234567	
	⑦登録区分	(普通自動車)　小型自動車　軽自動車	
	⑧用　途 (*3)	(乗用)　貨物　乗合　特種 特種の場合 → 車台の改造前の用途：乗用　貨物　乗合	
	⑨エアバッグ類	(有)・無	
	⑩フロン類（エアコン）	有　HFC・CFC　(有)　法対象外冷媒（*4）　無	
収納方法⑪	(●) コンビニエンスストア（払込票送付） ( ) ゆうちょ銀行払込（払込票送付） ( ) 銀行払込（払込票送付）	申請書類に不備がない場合は、選択した払込票を申請者宛に送付します（信書扱いの為、普通郵便で送付）。	

必要書類　自動車の諸元が判る「A」または「B」の書類の提出が必要となります（「B」は、1.～3.　全ての書類が必要）。

A	自動車予備検査証(写し)	運輸支局等で交付されたもの
B	1. 自動車通関証明証(写し)	税関等で交付されたもの
	2. 並行輸入自動車届出書(写し)	その1 および 車両諸元概要表
	3. 自動車排出ガス試験結果成績表(写し)	(公財)日本自動車輸送技術協会(JATA) または (財) 日本車両検査協会(VIA)が発行したもの（車両登録申請時に提出が免除されている自動車は添付不要）

*1 申請内容の不備・必要書類不足等があった場合は、申請内容の修正・追加の必要書類の提出を依頼することがあります。

*2 予備検査受検後に車台番号が職権打刻に変更されている場合は、予備検査証の備考欄に記載のシリアル番号をご記入ください。

*3 特種車(８ナンバー)で登録を予定されている自動車は、特種を選んでいただき、改造前の用途(乗用、貨物、乗合）のいずれかもお選びください。

*4 （自リ法）対象外冷媒とは、カーエアコン用冷媒のうち、自動車リサイクル法に基づいたフロン類回収業者による回収対象外の冷媒です（現時点ではHFO-1234yfが該当）。自リ法対象外冷媒搭載車はフロン類リサイクル料金の預託が不要となるため、⑩フロン類（エアコン）は「有 法対象外冷媒」をお選びください。

【申請書類 送付先】

受付専用メールアドレス：cc-ys@jarc.or.jp　※「件名(タイトル)」に申請者名と申請台数を記載してください

受付専用ＦＡＸ　：０５７０－０１６－６１１

郵送　：〒１０５－８６９１　東京都芝郵便局　私書箱第８号

公益財団法人　自動車リサイクル促進センター　資金管理対応グループ 行

①～⑪は全てご記入ください。

①申請者の氏名・住所
②電話番号／FAX番号
③担当者名
申請内容を電話で確認する場合がありますので、正確にご記入ください。

④車名
運輸支局等で登録する車名表記のままご記入ください(カナ・英字・大文字・小文字も全て)。

⑤年式 または 製造年
お手元の書類の記載をご確認ください。

⑥車台番号
添付書類に記載されている内容をご記入ください(予備検査証などの車台番号が、漢字を含む職権打刻の場合には、必ず備考欄に記載の「シリアル番号」をご記入ください)。

⑦登録区分
いずれか一つをお選びください。

⑧用途
用途が特種の場合、必ず改造前の用途をお選びください。

⑨エアバッグ類
⑩フロン類
エアバッグ類とフロン類は、どちらも、必ず実車の装備を確認してからお選びください。未選択の場合はリサイクル 料金の算出が出来ません。
また、カーエアコンに自動車リサイクル法対象外の冷媒(HFCまたはCFC以外の冷媒)を搭載している車両は、フロン類「有 法対象外冷媒」をお選びください。

⑪収納方法
リサイクル料金の支払い方法です。
ご希望の方法をお選びください。

目次へ戻る

3.6 メール・FAXまたは郵送にて申請する場合

3.6.2 申請書／必要書類の送付

必要書類

- 車両1台ごとに必要事項を記入し、以下の必要書類を合わせてJARCへ送付します。
- 必要書類は、予備検査を受検しているか否かで異なります。

予備検査を受検していない場合	予備検査を受検している場合
① 自動車通関証明書の写し ② 並行輸入自動車届出書の写し ③ 自動車排出ガス試験結果成績表の写し（※1） 上記すべてを添付してください。	④ 自動車予備検査証の写しのみを添付してください。

※1　自動車排出ガス試験結果成績表の提出が免除されるのは以下のいずれかに該当する車両です。
そのため「年式または製造年」欄に、年月を必ずご記入ください。

＜自動車排出ガス試験免除車両＞

1. 規定重量超（車両総重量が3.5t超の乗合・貨物・特種車）
2. 燃料電池自動車または電気自動車
3. 年式が古い車両（1976年12月以前に製造された車両）
4. 1977年1月から2006年8月に製造された車両のうち総重量2.5t～3.5t以下で乗用以外のガソリン車
5. 1977年1月から1995年12月に製造された車両のうち総重量1.7t～2.5t以下で用途区分が貨物のディーゼル車
6. 1996年1月から2006年9月に製造された車両のうち総重量2.5t～3.5t以下で乗用以外のディーゼル車
7. その他（上記1～6以外）

① 自動車通関証明書の写し
税関等より発行された自動車通関証明書（税関様式C第8050号）の写しを準備します。

② 並行輸入自動車届出書の写し
運輸支局等に提出する並行輸入自動車届出書（その1および車両諸元概要表）の写しを準備します。

③ 自動車排出ガス試験結果成績表の写し
公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）または一般財団法人日本車両検査協会（VIA）が発行した自動車排出ガス試験結果成績表（試験自動車の試験結果成績表を含む）の写しを準備します。
同型成績表の発行を受けた場合も同様です。

④ 自動車予備検査証の写し
運輸支局等から交付された自動車予備検査証の写しを準備します。

ポイント

- 書類は1台ごとに、次の順番でお送りください。
  1. 預託申請書（最上部）
  2. 必要書類（予備検査を受けていない場合は、① → ② → ③の順に並べてください）

3.6 メール・FAXまたは郵送にて申請する場合

3.6.2 申請書／必要書類の送付

ポイント

- 機械で書類を読み取るため、不鮮明な個所があると正しく読み取れず、不備が発生することがあります。必要書類は内容が鮮明に確認できる状態で送付してください。
- 再輸入車の場合、預託申請に必要な書類は自動車通関証明書、登録識別情報等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書等のうち、運輸支局等で登録の際に受付可能な書類として確認が取れているものを必要書類として送付してください。

送付先

メールアドレス	cc-ys@jarc.or.jp （「件名(タイトル)」に申請者名と申請台数を記載してください。）
FAX番号	0570－016－611
送付先	〒105－8691 東京都芝郵便局 私書箱第８号 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理対応グループ 行

3.7 払込票の受領 リサイクル料金の支払い

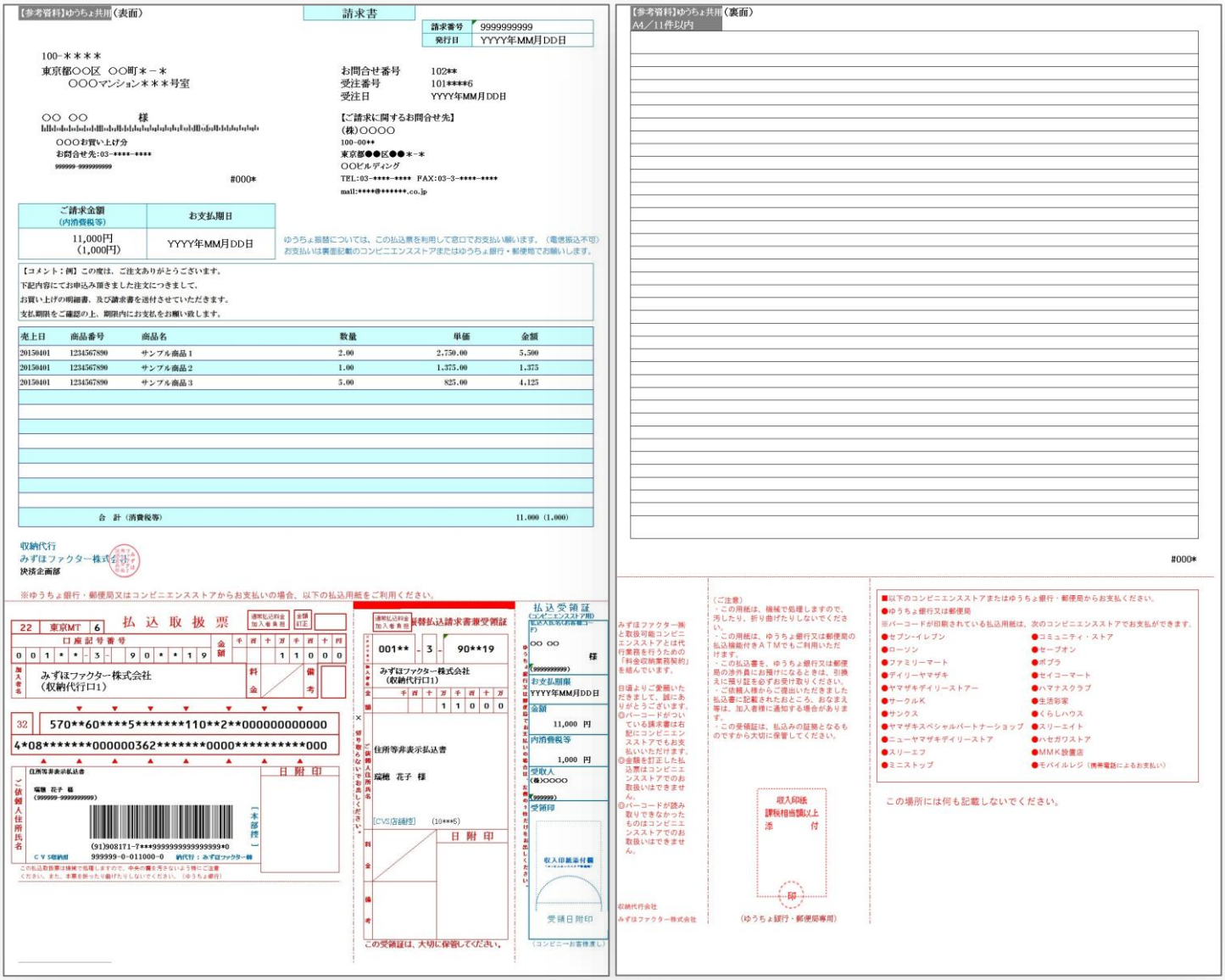
- オンライン申請して払込票を選択した場合、またはメール・FAX・郵送で申請した場合は、申請者が申請時に選択した払込票の種類（コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、ゆうちょ銀行以外の銀行）に応じて、収納代行業者から申請者宛に払込票が送付されます。その払込票をコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、ゆうちょ銀行以外の銀行の窓口に持参し、額面に記載されたリサイクル料金の額を払い込んでください。
  ※「払込票」は信書扱いとなるため、普通郵便で発送いたします。

- 払込票を自動車所有者（購入者）に手渡しすれば、自動車所有者（購入者）が直接リサイクル料金を支払うことが可能ですが、郵便局払込票は預託申請日単位で作成されるため、同じ日に預託申請した車両については、一つの払込票にまとめられてしまうことに注意が必要です。

- お支払い後、預託済みの確認方法は「3.8 リサイクル料金の預託状況の確認」を参照してください。

払込票のイメージ

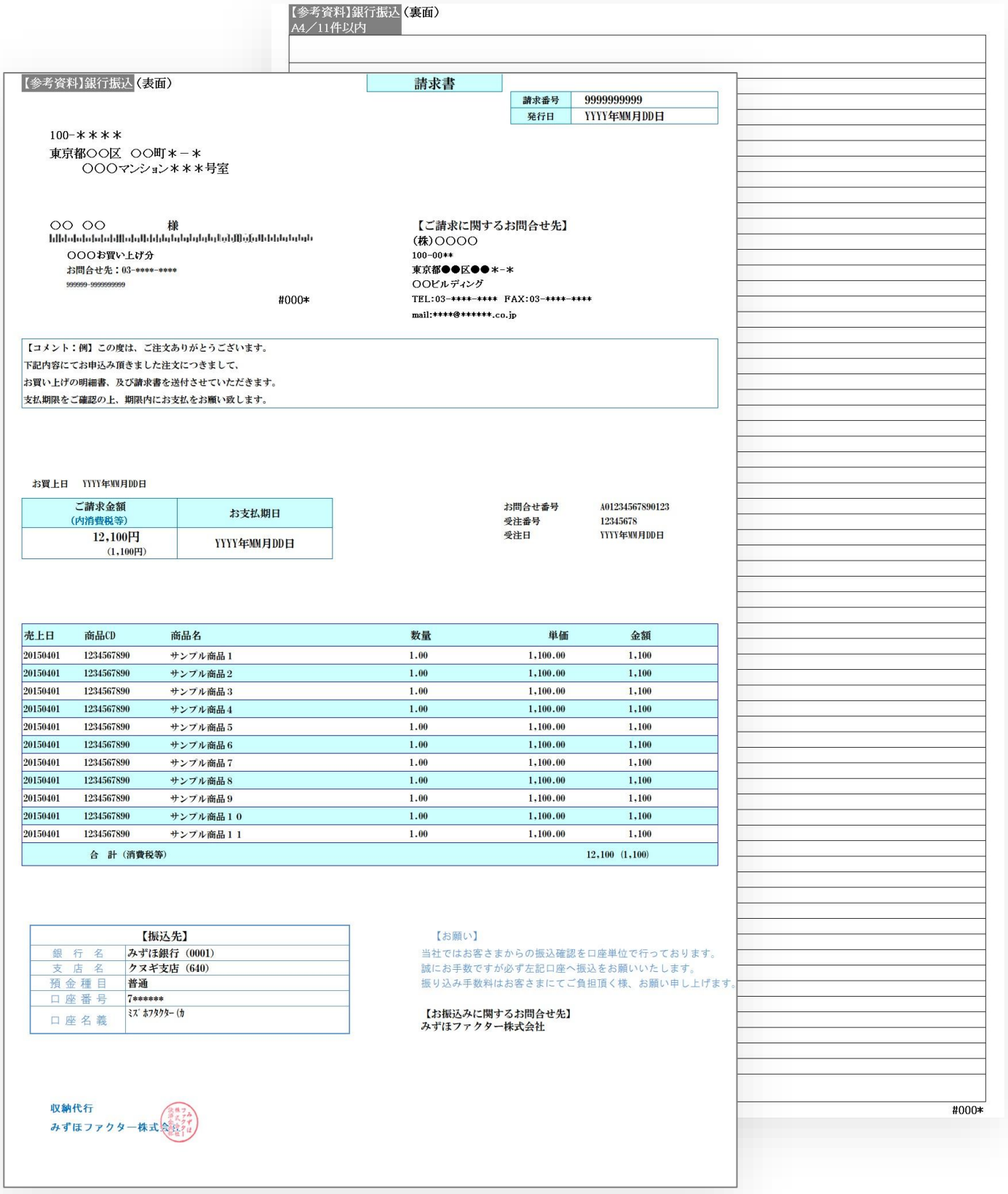
【払込票（コンビニエンスストア用・ゆうちょ銀行振込用）】



3.7 払込票の受領 リサイクル料金の支払い

払込票のイメージ

【払込票（ゆうちょ銀行以外の銀行振込用）】



【参考資料】銀行振込（裏面）
A4／11件以内

【参考資料】銀行振込（表面）

請求書

請求番号	9999999999
発行日	YYYY年MM月DD日

100-＊＊＊＊
東京都○○区　○○町＊－＊
　　○○○マンション＊＊＊号室

○○　○○　　様

○○○お買い上げ分
お問合せ先：03-****-****
999999-9999999999

#000*

【ご請求に関するお問合せ先】
（株）○○○○
100-00**
東京都●●区●●＊-＊
○○ビルディング
TEL:03-****-****　FAX:03-****-****
mail:****@******.co.jp

【コメント：例】この度は、ご注文ありがとうございます。
下記内容にてお申込み頂きました注文につきまして、
お買い上げの明細書、及び請求書を送付させていただきます。
支払期限をご確認の上、期限内にお支払をお願い致します。

お買上日　YYYY年MM月DD日

ご請求金額（内消費税等）	お支払期日
12,100円（1,100円）	YYYY年MM月DD日

お問合せ番号　A012345678901 23
受注番号　12345678
受注日　YYYY年MM月DD日

売上日	商品CD	商品名	数量	単価	金額
20150401	1234567890	サンプル商品１	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品２	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品３	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品４	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品５	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品６	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品７	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品８	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品９	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品１０	1.00	1,100.00	1,100
20150401	1234567890	サンプル商品１１	1.00	1,100.00	1,100
合　計（消費税等）					12,100（1,100）

【振込先】	
銀　行　名	みずほ銀行（0001）
支　店　名	クヌギ支店（640）
預金種目	普通
口座番号	7******
口座名義	ﾐｽﾞﾎﾌｸﾀｸﾀｰ(ｶ

【お願い】
当社ではお客さまからの振込確認を口座単位で行っております。
誠にお手数ですが必ず左記口座へ振込をお願いいたします。
振り込み手数料はお客さまにてご負担頂く様、お願い申し上げます。

【お振込みに関するお問合せ先】
みずほファクター株式会社

収納代行
みずほファクター株式会社

#000*

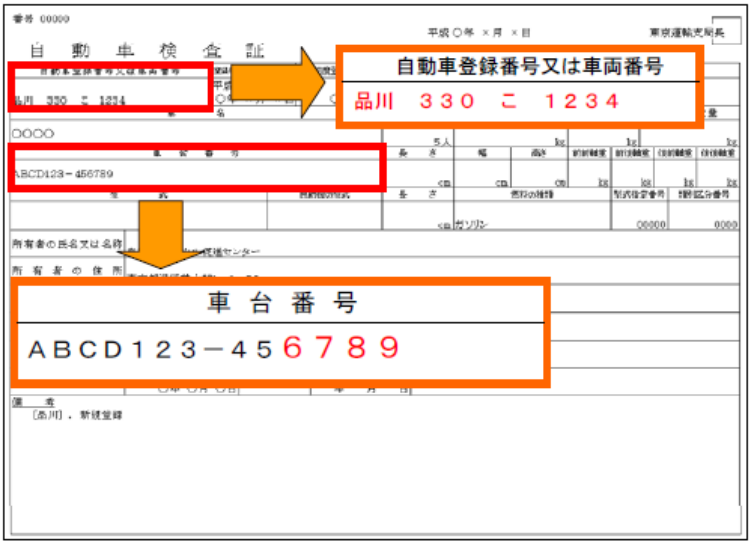
3.8 リサイクル料金の預託状況の確認

自動車リサイクルシステムのホームページでリサイクル料金の預託状況を確認し、「預託済」の証明となる帳票を印刷できます。

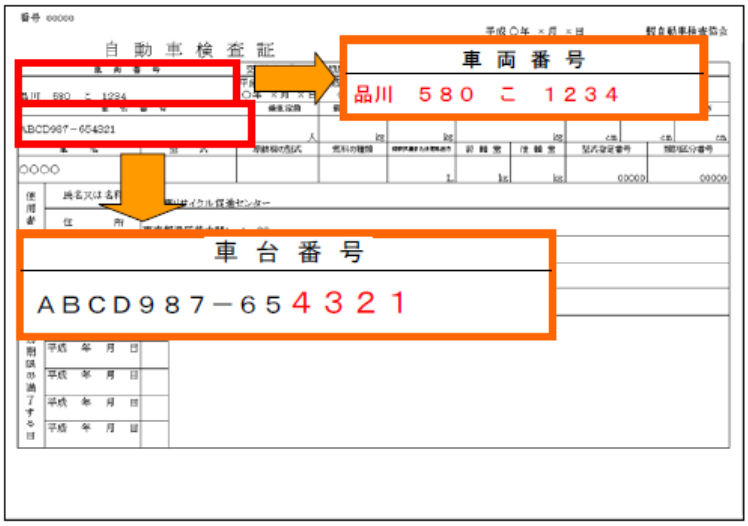
預託の状況を調べる前に、お手元に自動車検査証またはリサイクル券をご用意ください。
必要な情報は、車検証等の以下の箇所に記載されています。

- 自動車検査証

登録自動車

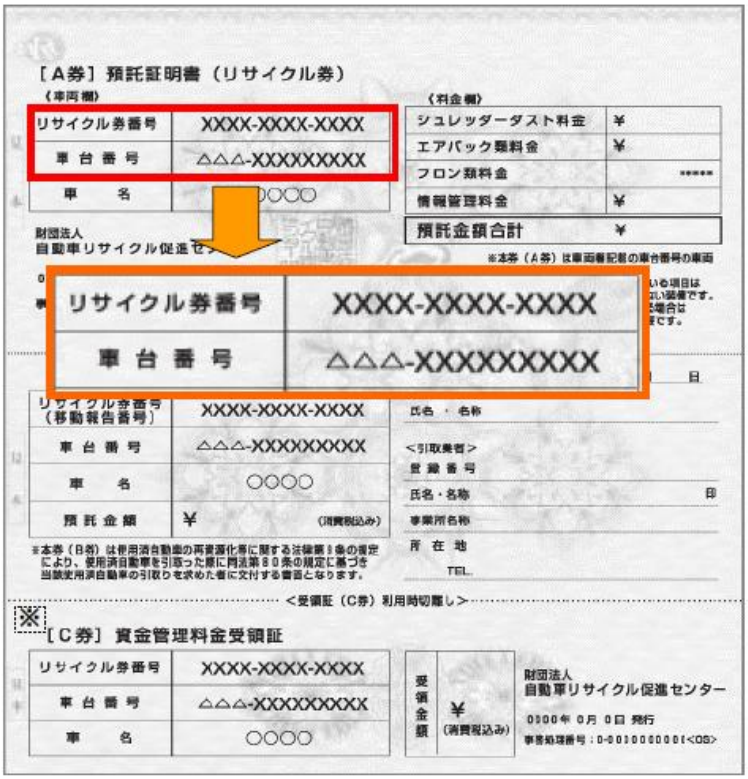


軽自動車



- 預託証明書

リサイクル券



ポイント

料金が支払済みの車両を中古車として購入された場合、販売会社より【C券】が切り離されて渡される場合があります。

3.8 リサイクル料金の預託状況の確認

注意

- 並行輸入預託申請者がリサイクル料金を支払った後、運輸支局等へ預託済みである旨の情報が連携されます。
- リサイクル料金の支払い後、運輸支局等へ預託済みである旨の情報が連携されるまでに暦日で2日（土日祝日を除く）掛かること、この情報連携は並行輸入預託申請者による運輸支局等での新規登録申請までに終える必要があることから、余裕を持った預託申請およびリサイクル料金の払い込みをお願いします。
- 何らかの事情で運輸支局等への情報連携がなされない場合は、 JARCのホームページにあるリサイクル料金照会画面から出力する「自動車リサイクル料金の預託状況」を出力して提示してください。

3.8 リサイクル料金の預託状況の確認

操作説明

1 自動車リサイクルシステムホームページの［自動車ユーザーの方］をクリックします。

2 ［あなたの車のリサイクル料金は？］をクリックします。



3 ［リサイクル料金検索］をクリックします。

車両検索画面が表示されます。



3.8 リサイクル料金の預託状況の確認

操作説明

4 **検索条件として使用したい項目を、［車両区分］の［登録自動車］または［軽自動車］から選択します。**

5 **検索条件として使用したい項目を、［車台番号］の［漢字なし］または［漢字あり］から選択します。**

6 **検索条件を入力します。**

- 自動車検査証の「車台番号」欄が全て英数字の場合は、［漢字なし］を選択し全桁または下4桁を入力してください。
  全桁入力の場合、検索結果には全桁表示されます。下4桁入力の場合、検索結果には下4桁のみ表示されます。
- 自動車検査証の「車台番号」欄に漢字がある場合は、［漢字あり］を選択し漢字を含む全てを選択・入力してください。
  漢字はプルダウンから、該当するものを選択してください。

7 **検索条件として使用したい項目を、［2. 登録番号／車両番号またはリサイクル券番号］の［登録番号／車両番号］または［リサイクル券番号］から選択します。**

8 **検索条件を入力します。**

- ［登録番号／車両番号］を選択した場合、登録番号／車台番号の［支局名］、［分類番号］、［かな］、［一連指定番号］を入力します。
- ［リサイクル券番号（移動報告番号）］を選択した場合、リサイクル券番号を入力します。

9 **［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。



ポイント

車両検索画面をタブレットまたはスマートフォンで表示している場合、車検証等（自動車検査証、登録識別情報等通知書）に記載された二次元コードを読み取ることで検索条件を入力できます。
［二次元コードからの車台情報の読取はこちら］の右にあるアイコンをタップするとカメラが起動するので、二次元コードを読み取ってください。読み取った情報が検索条件に反映されます。
このとき、読み取った情報が実際の番号と一致するか必ず確認してください。



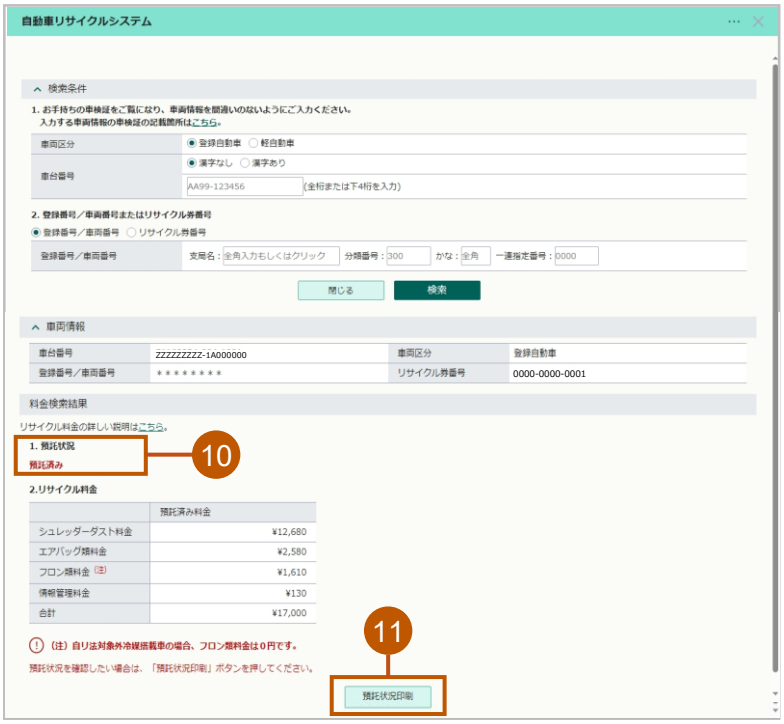
3.8 リサイクル料金の預託状況の確認

操作説明

10 **預託の状況を確認します。**

11 **「預託済」の証明となる帳票を印刷したい場合は、［預託状況印刷］ボタンをクリックします。**

PDFファイルが表示されます。



ポイント

- 最新の登録番号でない場合は「該当なし」と表示されます。最新の登録番号をご確認ください。
- 古い車検証の二次元コードで読み取った場合は「該当なし」と表示されます。最新の車両情報の書類をご用意ください。
- リサイクル券番号で検索した際は、登録番号はアスタリスク「＊＊＊＊＊」で表示されます。

ポイント

料金検索結果が次の場合は、預託状況を印刷できません。

- 該当車両なし
- 特定再資源化預託金等へ転化済み
- 特定再資源化預託金転化済（20年時効対象車台）
- 預託金返還済み（中古車輸出）
- マニフェスト発行済み

3.8 リサイクル料金の預託状況の確認

操作説明

12 **必要に応じて、表示されたPDFファイルをPC等へ保存します。**



発行者：公益財団法人　自動車リサイクル促進センター
2019年3月22日

自動車リサイクル料金の預託状況

ご照会の車両に係る自動車リサイクル料金は以下の通りとなります。

1．車両情報

リサイクル券番号	0000-0000-0001
車台番号	********1234
車名	トヨタ

車台番号の下４桁で検索した場合、車台番号は下４桁のみ表示されます。

2．預託情報

品目	預託金額
シュレッダーダスト料金	¥10, 130
エアバッグ類料金	¥3, 020
フロン類料金（注）	¥5, 020
情報管理料金	¥130

預託金額合計	¥18, 300

※「*****」のリサイクル料金については、引取業者が廃車の際に行う装備確認の結果により
リサイクル料金をお支払いいただくことがございます。
（注）自リ法対象外冷媒搭載車の場合、フロン類料金は０円です。

ポイント

- 車台番号下４桁で検索された場合は、［車台番号］に「********」+「車台番号下４桁」が表示されます。

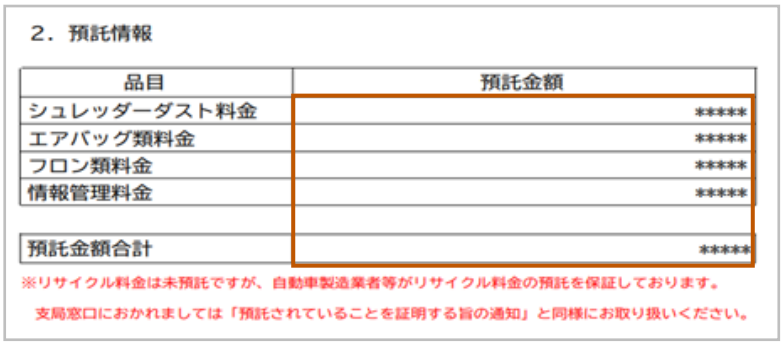


1．車両情報

リサイクル券番号	9999-9999-9999
車台番号	********1234
車名	トヨタ

車台番号の下４桁で検索した場合、車台番号は下４桁のみ表示されます。

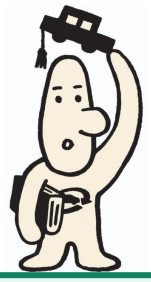
- 預託状況が「預託保証済み」の場合は、［預託金額］はすべて「*****」が表示されます。



2．預託情報

品目	預託金額
シュレッダーダスト料金	*****
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	*****
情報管理料金	*****
預託金額合計	*****

※リサイクル料金は未預託ですが、自動車製造業者等がリサイクル料金の預託を保証しております。
支局窓口におかれましては「預託されていることを証明する旨の通知」と同様にお取り扱いください。



公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

2025年10月版